



UNIVERSITY OF
BIRMINGHAM



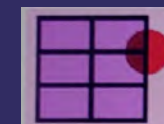
地域における成長の実現

イングランドと日本における制度的・財政的教訓

アビゲイル・テイラー、ジェフリー・マツ、藤原直樹、アン・グリーン 著

2025年6月

cipfa.org



目次

序文	3	結論：よりスマートで、より強く、より応答性の高い地域成長に向けて	59
概要	4	用語集	62
はじめに	6	謝辞	63
第1章：首都圏以外の成長のための制度的条件	14	著者について	64
第2章：地域グループの決定	26	参考文献	65
第3章：資金調達メカニズム	37		
第4章：モニタリングと評価	49		

序文

バーミンガムと大阪は14,000キロ以上離れており、大陸を隔てている。言語も文字も通貨も共有していない。しかし、この2つの第二の都市とその周辺地域は、互いについて学ぶことが多く、相互理解を通じて自らについて学ぶこともたくさんある。

経済的格差は、すべての国とその地域を多かれ少なかれ悩ませている。中央政府と地方政府は共にこうした格差を是正し、地域の発展を促す政策を立案・実施する上で重要な役割を担っている。

CIPFAとバーミンガム大学City-REDI (City-Region Economic Development Institute: 都市地域経済開発研究所) は、米国のクリーブランドからドイツのライプツィヒ、日本の福岡から英国のサウス・ヨークシャーまで、様々な都市や地域における実際の政策と実践を調査するために、多くの共同研究を行ってきた。これらの調査・研究から見えてきたのは、政策と戦略、資金調達と投資、パートナーシップと協力、モニタリングと評価に共通する成功要因の明確な姿である。私たちは、地域格差の是正に違いをもたらす介入策について、確固たる証拠に基づく結論を築き始めている。

今回の調査・研究では、英国と日本、特にバーミンガムと大阪、そしてその周辺地域であるウェスト・ミッドランズ大都市圏と大阪府を再び研究対象とした。また、日本の追手門学院大学から藤原直樹教授を研究チームに迎えることができて嬉しく思う。英国と日本の研究者や実務家からの見識は、2つの大きく異なる、そしてまだ発展途上にある地方自治制度の複雑さとニュアンス、強みと弱みを明らかにするうえで非常に貴重なものである。今後のさらなるコラボレーションを楽しみにしている。

英国の都市・地域が地域開発に取り組んでいることを詳しく調査した結果、相互学習と知識共有が、見逃されたり、時間を割けなかつ

たりしやすいものの、政策や戦略を成功に導く重要な要素であることがわかった。

この調査・研究は、相互学習と知識交換の価値を実証するものである。私たちの目的は、イングランドと日本、ひいてはより広く世界中の政策立案者や実務家に、それぞれの地域の持続可能で包摂的な成長を実現するために、地方分権のフレームワーク、地域グループ、資金調達の仕組み、モニタリングと評価の実施を最も効果的に活用する方法について、実践的な知見を提供することである。第二の都市は、しばしば首都の影に隠れてしまう。バーミンガムと大阪に焦点を当てることで、こうした第二の都市に光を当て、他都市の道標となることを願っている。

CIPFA 事務総長
オーウェン・マプリー

CIPFA日本支部 支部長
石原 俊彦

概要

本報告書では、首都以外における地域の成長をどのように実現できるかを検討する。イングランドのバーミンガムと日本の大阪という2つの第二の都市から得た教訓をもとに、4つの重要な課題に焦点を当てている。

1. 成長に向けた制度的条件
2. 地域グループの形成
3. 資金調達の仕組み
4. モニタリングと評価

ウェスト・ミッドランズ大都市圏と大阪地域（大阪府）の取り組みを比較することで、本報告書は、地域や地方の関係者が、より強固で柔軟なガバナンスのフレームワークを構築する方法、そして中央政府がそれらをよりよく支援する方法について、新たな知見を提供している。

英国の実務家や政策立案者にとって、本報告書は、政府の進化する地方分権アジェンダや地域成長戦略を実施するための実践的な指針を得ることができる。日本側にとって、地域金融とガバナンスのイノベーションに関する移管可能なモデルを浮き彫りにするものである。日英両国にとって、本報告書は2国間の政策学習と知識交換を深めるための扉を開くものである。

主な調査結果

安定した制度が長期的なインパクトを可能にする

日本における長期的なガバナンス体制と、追加権限を要求するための正式なプロセスは、イングランドの頻繁な制度変更と場当たり的な権限移譲協定とは対照的であり、地域の勢いと戦略の一貫性を阻害する可能性がある。

日本は、国家戦略特区において、新たな権限移譲を提案し、試験的に実施するための正式なプロセスについて、有意義な取り組みがある。したがって、英国の2024年版地方分権白書で提案されている、設置された市長戦略当局が新たな権限移譲機能を推奨したり、地元で試行したりすることは、効果があり得る。

機能的で柔軟な地域グループ編成が最も効果的である

効果的な地域グループの形成は、硬直的な行政上の境界線よりも、機能的な経済関係、アイデンティティの共有、政治的リーダーシップに依存している。

ウェスト・ミッドランズ合同行政機構や関西広域連合に見られるような柔軟な構造は、多様な地域間の協働を支援し、全国に反響する地域の事例に発展し得る。

資金調達には権限の付与と公平性が必要である

十分な財源を伴わない地方分権は、成果を制限しかねない。英国の統合型交付金制度（ウェスト・ミッドランズにおける統合交付金など）への移行は、地域主導の投資戦略への意欲を反映している一方、日本では長い歴史をもつ地方交付税制度が、再分配のモデルとなっている。

しかし、特に地域間の経済格差に照らして、どちらの制度も能力、インセンティブ、公平性に関して、重要な問題を提起している。

モニタリングシステムは、コンプライアンスだけでなく、学習のサポートが組み込まれている必要がある。

評価のフレームワークは、中央政府と地方自治体が責任を共有しながら、政策サイクルに組み込まれるべきであるが、短期的な資金調達、断片的なデータ、能力不足などは、いずれも成長を阻害する可能性がある。

重要な課題は、アウトプットに焦点を当てたフレームワークから、長期的な社会的・経済的アウトカムに向けた進捗を追跡し、その学びを政策開発にフィードバックするフレームワークへと移行することにある。ウェスト・ミッドランズにおけるアウトカムフレームワークの開発は、より戦略的な地域学習の可能性を示している。とはいえ、一貫したデータ、能力、そしてあらゆるレベルの政府間での期待の共有は、依然として不可欠である。

今後の展望：重要なギャップと機会

この調査では、いくつかの重要な知識のギャップが明らかになった。これには、地方が安定したガバナンス体制を構築できる転換点をより深く理解する必要性や、変化する時代の中で地方自治体が財政的・制度的なレジリエンスを構築する方法などが含まれる。また、地方の変革を可能にするという観点で、配置転換や地域の中核機関（公的機関や大学、病院など地域の中核的存在で、経済・社会・雇用に影響力を持つ組織）が果たす役割についても、さらなる検討が必要である。さらに、コロナ禍以降に行政区画とは異なる実態的な経済圏が発展するなかで、有意義な国際的政策学習、特に日英間における学びを下支えする共通の指標とモニタリングのフレームワークに対する必要性が高まっている。

将来的に、二国間の政策対話を強化し、共同モニタリングの取り組みを深化させ、データに基づく計画立案に向けた地方の実行能力を拡大する機会が必要となるであろう。

今後の調査・研究では、地方の野心を反映しそれを実現するために、柔軟なガバナンスと資金調達モデルをどのように設計できるかを探求することができるだろう。本報告書から得られた教訓を実践に移すには、学者、政策立案者、実務家の継続的な協力、そして地域の潜在力を引き出すために国の制度を適合させるための共通した取組が不可欠である。

はじめに



背景

資金調達の仕組みと地方分権は、地域の成長を促進し、地域格差に対処する上で極めて重要な役割を果たす。地域の資金調達は、法的に義務づけられたサービスの提供にも、革新的な経済開発の取り組みを進展させるためにも不可欠である。国から地方政府への権限移譲によって、より一層地域のニーズに対応した政策の展開を支援することができる。

CIPFAとバーミンガム大学のCity-REDI(都市地域経済開発研究所)によるこれまでの調査では、ドイツのライプツィヒや米国のクリーブランドといった国際的な都市・地域において、適切かつ迅速な資金調達の可能性と長期的な資金調達へのコミットメントが、地域格差への対応に成功した重要な理由であることが強調されている¹。

イングランドにおける最近の調査・研究では、地方経済成長のための地方レベルの資金配分が批判されている。批判の要点は以下のとおりである。

1. 大規模かつ長期的な事業計画から、より多くの小規模で短期的な介入策への資金提供アプローチへの転換²
2. 過度に複雑で柔軟性に欠ける資金調達システム³
3. 競争を助長し、協力を阻害し、地域のニーズや意欲を無視することになる競争入札への依存度の増加⁴
4. 地方自治体が将来的に利用できる資金の不透明性⁵
5. 限られた歳入調達権⁶

諸外国の地方自治体の資金調達の仕組みから得られる知見は、英国政府が約束し、予定されながら大幅に遅れている公正な資金調達の見直しの観点で重要である。この見直しは、地方自治体への資金配分方法の見直し、資金配分の更新、制度の簡素化、そして、配分の公平性確保を目的としている。

ここ数十年、日本では、より多くの権限を地方レベルに移譲しようという重要な動きが見られる。首都圏以外の強力な都市圏の推進に関する議論も、日本では英国よりも進んでいる。日本の地方自治体は、英国に比べて「より大きな権限とより自由な行動力という恩恵を受けている」⁷。したがって、大阪の地方指導者たちが、地域の社会経済的ニーズに対応するために国の制度をどのように再構築し、推進しているのかをよりよく理解することは、英国においても国際的にも重要な関心事である。英国の地方分権政策の進展、特に合同行政機構の設立は、日本にとっても興味深いものである。



目的

本報告書の目的は以下のとおりである：

1. イングランドと日本における現行の地方分権構造と財政の仕組みの長所と短所について、実務家と学識経験者の視点から国際的な知見を提供する。
2. この学びを世界中に移転できるか評価する。

私たちの分析は、イングランドのウェスト・ミッドランズ大都市圏（以下、ウェスト・ミッドランズ）と日本の大阪府における取り組みについての事例研究に基づいている。

バーミンガム（ウェスト・ミッドランズの主要都市）と大阪（大阪府の主要都市）およびその周辺地域をケーススタディとして選んだのには、いくつかの理由がある。

第一に、どちらも第二の都市である。第二に、かつての工業都市でありながら、近年再生を遂げたという共通点がある。第三に、都市の知名度を高め、経済成長を促進するために世界的なイベントをどのように利用してきたか、また利用しているかという点で、興味深い比較対象となっている。

以下は、私たちが調査した主な質問をまとめたものである。

首都圏以外での成長のための制度的条件：

ウェスト・ミッドランズと大阪府の機関にはどのような権力や権限があるのか？

ウェスト・ミッドランズと大阪の機関は、自国の第二の都市・地域としての成長シナリオを展開するために、どのように地方分権を利用しようとしてきたのか。

首都圏以外の地域が地方分権の拡大を通じた成長シナリオを実現可能にする方法について、これら取り組みは何を物語っているのか。

地域グループの決定

広域自治体における地方自治体の包含や除外はどのように決定されるべきか。

成功する都市圏を形成するうえで、どのような要因（地理（行政的、機能的）、社会経済、文化、歴史など）が最も重要か。

資金調達の仕組み：

地方自治体や地域政府にはどのような資金調達の仕組みがあるのか。

これらの仕組みの長所と短所は何か。

仮にあるとしても、異なる空間的な規模にまたがる財政の再分配という課題に、政府はどのように取り組んでいるのだろうか。

モニタリングと評価：

進捗状況を評価し、掲げた目標を確実に達成するために、どのようなフレームワークがあるか。

資金援助を受けている者に説明責任を果たさせるために、どのような仕組みがあるか。

地方自治体の支出はどのように監査されるのか。

方法

この分析には混合研究法を採用した。

まず、イングランドと日本の資金調達とガバナンス構造について、詳細な机上調査を行った。これには、学術文献や報告書、および、政策概要説明書のなどが含まれる。

第二に、調査・研究チームは2024年夏に大阪府とウェスト・ミッドランズへの相互に訪問調査を実施した。その際、地方自治体、地域政府、中央政府の関係者、政治家、研究者、研究機関の研究員などとのインタビュー調査やフォーカスグループ調査を実施した。本報告書で引用したインタビュー調査結果は、簡潔かつわかりやすくするために若干の編集が加えられている。

23

大阪における中央・広域行政・基礎自治体、企業関係者、学識者、政治家との聞き取り調査や意見交換

15

ウェスト・ミッドランズにおける中央・広域行政・基礎自治体、企業関係者、高等教育関係者との聞き取り調査や意見交換

02

大阪およびバーミンガムでのそれぞれが持つ知見の交換

ウェスト・ミッドランズと大阪府の比較

本報告書では、イングランドのウェスト・ミッドランズと日本の大阪府における権限移譲されたガバナンスの取り組みを比較している。各章では、ウェスト・ミッドランズと大阪府の各都市の事例を紹介している。この章では、ウェスト・ミッドランズと大阪府の地理的特徴と主な社会経済の特徴を概観する⁸。

イングランドの中央部に位置するウェスト・ミッドランズ合同行政機構の地域には、7つの大都市が含まれる。これらの自治体には完全な議決権がある。

- ・ バーミンガム (ウェスト・ミッドランズ最大の都市)
- ・ コベントリー
- ・ ダドリー
- ・ サンドウェル
- ・ ソリハル
- ・ ウォルソール
- ・ ウォルバーハンプトン⁹



図1:ウェスト・ミッドランズ合同行政機構の構成自治体と準構成自治体の紹介

大阪府は、本州の中南部に位置する関西7府県のひとつである。大阪府には43の市町村、33の市、9の町、そして、1つの村がある。大阪市は最大の都市である。

図3: ウェスト・ミッドランズと大阪府の主要な社会経済指標の比較

大阪府(人口880万人)と大阪市(人口280万人)は、ウェスト・ミッドランズ(人口290万人)やバーミンガム(人口114万人)¹⁰よりもかなり大きい。バーミンガム(1.7%)と大阪市(2.2%)が全人口に占める割合はほぼ同じである¹¹。

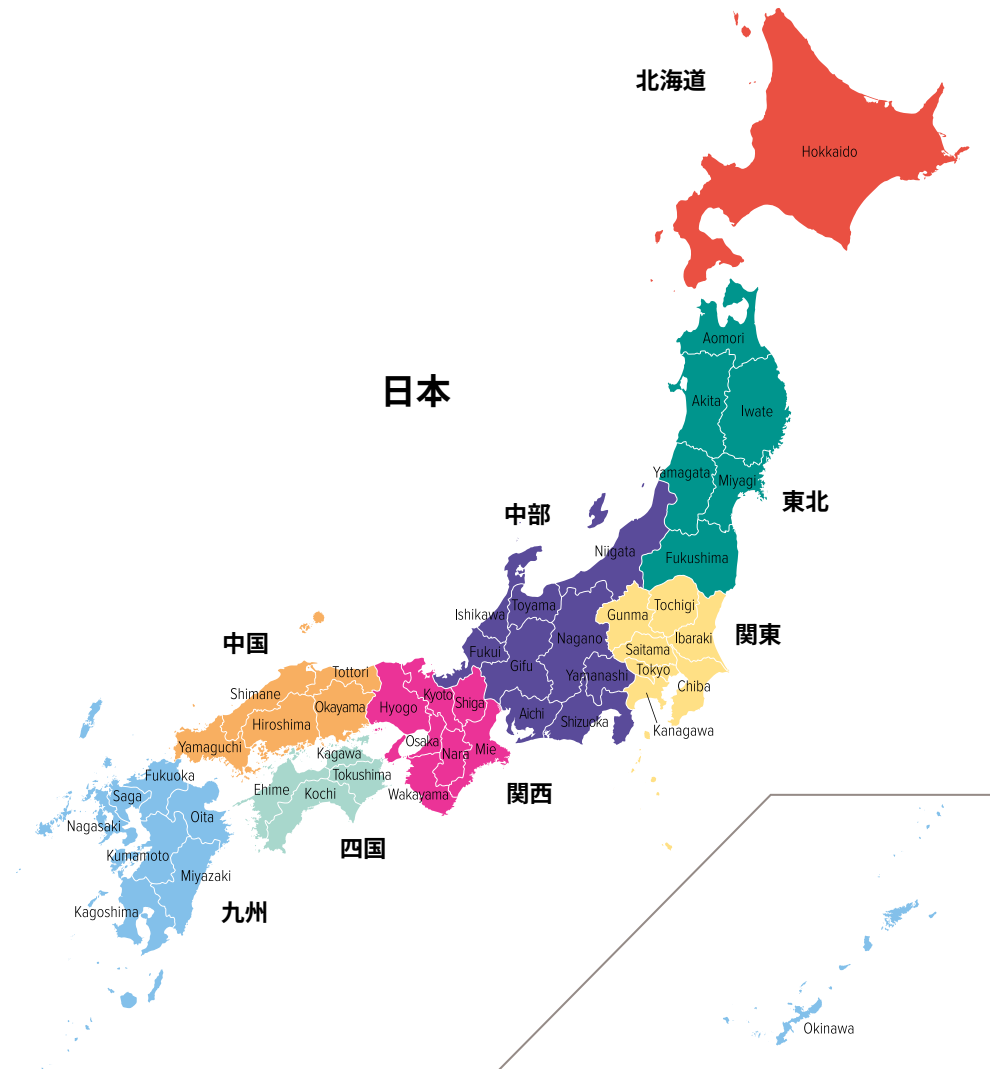


図2: 日本の各地方と都道府県

	ウェスト・ミッドランズ合同行政機構	大阪府(2023年)
総人口	291万人(2021年)	876万人
失業率	5.9%(2023年10月～2024年9月)	3.2%
就業率	73.9%(2023年10月～2024年9月)	96.8%
主要雇用部門(従業員雇用に占める割合)	健康・保健分野14.6% 卸売・小売、自動車修理14.2% 教育:9.8% 管理・サポートサービス9.7% 製造業:9% (2023年)	製造業15.1% 流通・物流業:23.1% 観光業:9% 金融業:2.4%

図3:ウェスト・ミッドランズと大阪府の主要な社会経済指標の比較

両地域には、経済史において顕著な共通点がある。バーミンガムも大阪も、自国の産業革命期には極めて重要な役割を果たしたが、その後の経済衰退を経験した。

バーミンガム

「千の商いの街 (city of a thousand trades)」として知られるバーミンガムは、古くから金属加工業、特に鉄製品の中心地であった。18世紀から19世紀にかけての英国の産業革命期には、工業、技術、商業の中心地として頭角を現した。ジェームズ・ワットの有名な蒸気機関はバーミンガムで発明された。また、原材料や製造品を運ぶための運河網も発達した。19世紀後半、バーミンガムは、スラムの解消、都市公園や図書館の創設、ガス、水道、街灯などの公共事業を地方自治の管理下に置くなど、新しい市民統治モデルのパイオニアとなった。

バーミンガムは、1970年代後半から1980年代前半にかけて、大きな経済的困難に直面した。ウェスト・ミッドランズでは、1971年から1981年の間に製造業の雇用が50%減少し、その結果、産業が急速に衰退し、失業率が上昇、多くの社会的・経済的問題が発生した¹²。バーミンガムをはじめ、コベントリーなどウェスト・ミッドランズの他の都市も、製造業の衰退により深刻な影響を受けたが、1980年代後半から経済復興が始まった。バーミンガム市 (BCC:Birmingham City Council) は、革新的な再開発を主導し、世界クラスの施設を建設し、運河を活性化させることで、バーミンガムを金融・ビジネスサービスの中心地として位置づけるとともに、ビジター・エコノミー (と呼ばれる訪問客の誘致) の活性化にも貢献した

大阪

大阪は1500年以上にわたり、日本における貿易と統治の重要な中心地であった。5世紀には中国や朝鮮との交流の玄関口となり、645年には一時的に都が大阪に移された。16世紀後半には大阪城が築城され、政治の中心地として台頭した。江戸時代(1603～1868年)には、大阪は米の貿易と全国的な流通網の中心的役割を果たし、「天下の台所」として知られるようになった。1868年の明治維新後、大阪は急速に工業化し、日本有数の近代都市として台頭した。第二次世界大戦で甚大な被害を受けたが、その後急速に復興し、現在も西日本の経済・文化の中心地であり続けている¹³。

戦後、1955年から1970年まで年平均成長率10%という高度経済成長の中、大阪は多くの人々を惹きつけ、大きな繁栄を享受した。1970年には万国博覧会が開催された。1980年代以降、大阪市は産業構造の変化に対応に苦慮し、成長が停滞した時期があった¹⁴。今日、大阪は西日本を代表する経済・文化都市である。

構成

本報告書以下、次のように構成されている。

- 第1章では、日本とイングランドにおける制度構造と権限移譲のプロセスを比較し、ウェスト・ミッドランズと大阪府が、権限移譲を獲得し活用することで、国の第二の地域としての成長シナリオをどのように作り上げることを目指してきたかを検証する。
- 第2章では、ウェスト・ミッドランズと大阪における地域グループを結成する動機となる要因を分析する。
- 第3章では、日本とイングランドの地方自治体の資金調達メカニズムを概観する。そして、ウェスト・ミッドランズと大阪府で運用されている制度の長所と短所を明らかにしている。
- 第4章では、イングランドと日本におけるモニタリングと評価に関する国レベルのアプローチを比較し、ウェスト・ミッドランズと大阪府におけるこれらのシステムの運用上の長所と課題を分析する。
- 結論では、各章を振り返り、得られた知見をまとめている。

各章は、ウェスト・ミッドランズと大阪府の取り組みから得られた実践的な洞察を抽出し、地方自治体の権限移譲と資金調達メカニズムの設計、並びに地方自治体プログラムの計画、実施、モニタリング、評価に携わる実務家にとって貴重な指針を提供している。



第1章：首都圏以外の成長のための 制度的条件



地方分権を成功させるには、安定したフレームワークと明確な役割分担が必要である。制度を通じて、各機関は自らの権限を理解し、構築し、活用して地域の成長を促進することができる。ただし、頻繁なフレームワークや役割分担の変更は、地域の成長をそぐことになりかねない。

本章では、ウェスト・ミッドランズと大阪が、権限移譲を確保し活用することで、自国の「第二の地域」としての成長シナリオをどのように展開しようとしてきたかを分析する。

日本の制度構造

日本の地方自治制度は、中央政府、都道府県、基礎自治体の3層構造に基づいている。これらを以下の図4: 日本における政府階層の概要に示す。日本は47の都道府県に分かれており、都道府県は最上位の地方行政単位である。47都道府県には、1都（東京都）、1道（北海道）、2府（大阪府、京都府）、43県が含まれる。各都道府県は、選挙で選ばれた知事と議会によって統治されている。都道府県の規模は、人口1,300万人以上の東京都から人口56万人の鳥取県までといったようにさまざまである¹⁵。

都道府県に次ぐ行政区分は市であり、市は、人口や経済状況などによって、指定都市、中核市、特例市に分類され、それぞれに市長や市議会が置かれている。¹⁶しかし、近年、特例市の区分は、中核市の区分に統合されている。

最小の行政単位は町と村で、地方や人口の少ない地域を管轄する¹⁷。指定都市は人口50万人以上の都市で、通常は都道府県が担当する機能を委任されている。人口280万人以上の大阪市は、20の指定都市のひとつである。

レベル	構造
国	日本国
地域	47都道府県
地方	1,724の市町村

図4: 日本における政府階層の概要

関西地方の大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県などの府県の境界線は130年以上も変わっていない。対照的に、市町村の数は、主に行政能力の強化を目的とした相次ぐ合併により、1889年における明治の大合併後の約15,000から、現在の数字まで大幅に減少している。

これまで、3度にわたって大規模な市町村合併が行われた。

明治の大合併（1888-89年）：地方政府に、教育、徴税、土木工事、災害救助、国勢調査登録に関する新しい行政任務が課された。町村は正式な自治体として設置された。

昭和の大合併（1953-56年）：行政運営を合理化し、中学校の管理、消防署の組織化、社会福祉、保健衛生サービスの強化など、市町村に新たな責任を与えた。

平成の大合併（1999年～2010年）：市町村の数は3,229から1,718へとほぼ半減したが、行政および財政の権限が大幅に移譲され、社会および経済の発展に対応する能力が強化された¹⁸。



日本では、中央と地方の関係は、権限を中央政府に集中させ、中央政府と地方政府が協力して行政を推進するという協調的アプローチによって定義されている¹⁹。日本の自治体は、包括的なサービスを提供するという国の理念に沿うため、高いコストをかけながら、幅広いサービスを提供している。これは、どの自治体でも住民が同じ種類のサービスを受けられるよう設計されているためである²⁰。あるインタビュー対象者は、市町村がサービスを提供し、インフラを整備する能力とリソースがある場合はそれを行い、そうでない場合は都道府県がその不足を補うべきだと述べている。

「大阪市内には、市が建設した公営住宅がたくさんある。しかし、大阪市以外の地域では、ほとんどの公営住宅は府が建設している。」(Int-10S)

日本の地方自治体は、職員が充実しているように見える。2023年の調査結果によると、都道府県の公務員数は平均30,530人で、そのうち一般行政職が5,033人、教育職が17,243人、警察職が6,151人、公営企業に1,698人が従事している²¹。大阪府は²²公務員数を1996年の96,523人から2023年には74,512人へと約23%削減した²³。大阪市も公務員数を2005年の47,470人から2021年には36,472人へと約23%削減した。さらに、同市の市債残高は、同期間に5兆5,022億円から3兆871億円へと、約44%削減された²⁴。

国レベルでも、日本では2005年から2010年までの行政改革期間中に、小さな政府へのシフトが進められた。この間に実施された集中改革プランでは、給与の改定や退職者の補充停止など、総人件費の削減に努められた。その結果、この5年間で全国の地方公務員数は約23万人削減された²⁵。

総務省(2023c)の統計によると、市町村の平均値が記載されていないため、都道府県と政令指定都市の平均値のみが確認できるが、いずれもかなり大きい数となっている。都道府県平均の公務員数は30,530人で、その内訳は一般行政職が5,033人、教育職が17,243人、警察職が6,151人、公企業が1,698人となっている。

日本における地方分権のプロセス

2000年代初頭以来、日本は新自由主義的原則に基づき地方分権化を推進してきた²⁶。図5:日本における政府階層別の責任に示すように、広域自治体や基礎自治体は、様々な公共サービスを担っており、その責任の範囲は、イングランドの地域および地方の自治体よりも広い²⁷。

レベル	公共インフラ	教育	福祉	その他
国	高速道路 国道 一級河川	大学 私立大学への補助金	社会保険 医師免許 医療品のライセンス	防衛 外交問題 通貨
広域自治体	国道(国有道路を除く) 県道 一級河川(国が管理するものを除く) 二級河川 港湾 公営住宅 都市地区と調整地域	高校、特別支援学校 小中学校教員の給与および人事 私立学校への補助金 公立大学(指定都市・都道府県)	生活保護(町村部) 児童福祉 公衆衛生センター 病院	警察 職業訓練 自治体に関する連絡調整業務 博物館
基礎自治体	都市計画(ゾーニング、都市施設) 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道システム	小中学校 幼稚園 図書館	生活保護(市街地) 児童福祉 国民健康保険 介護保険 水道事業 污水处理 保健所(指定都市・中核市)	戸籍 住民登録 消防 公民館 市民会館

図5: 日本における政府階層別の責任²⁸

1999年に公布された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(通称:地方分権一括法)は、地方の責任に関する中央の不明確な意思決定を減らし、権限の定義を明確にするために導入された。包括的な地方自治法は、地方の知事や市長が中央政府の代理人として機能していた制度を廃止し、地方の自立性と責任を強化した。また、475以上に及ぶ既存の法律が改正された。

その後の改革は、地方自治体の自立性の強化、責任所在の明確化、適切な財源を確保することを目的としている。2002年から2006年にかけて行われた三位一体改革では、地方分権のための財政基盤を確立するため、国・地方間の税負担システムの構築、地方交付税の改革、いくつかの国庫補助金の廃止という3つの主要分野に重点が置かれた。2006年には第2次地方分権推進改革が開始され、地方自治体への追加的権限の付与、機能の合理化、市町村合併の継続など、第1次改革を基盤とした改革が行われた²⁹。日本の自治体は、新しい地方自治制度と継続的な地方分権によって増大した行政責任を効果的に管理するために、時間をかけて拡大してきた。この成長はまた、社会的・経済的進歩に伴うより複雑で高度な問題に対処するために必要な行財政能力を開発することを可能にした³⁰。

中央政府は、市町村の権限と、市と都道府県が提供するサービスを決定する。日本の都道府県と市町村は、人口や規模こそ異なるが、それぞれ同様の権限を持ち、同様の責任を負っている³¹。権限が与えられれば、地方自治体は提供するサービスのレベルを決めることができる。例えば、あるインタビュー対象者は、大阪府は複雑なニーズを持つ人々への支援を拒否することもできるが、様々なニーズを経験する住民に「親しみやすさと人間性を示す」という社会的包摂の選択の一環として、今のところそうしていないと説明した(Int-10S)。

日本における地方自治は憲法に定められており、民主主義の不可欠な要素であるとみなされている。1946年に制定された日本国憲法は、4つの重要な条文によって地方自治の基盤を確立している。すなわち、第92条は地方自治の原則を定め、第93条は地方議会と

地方公務員の直接選挙を導入し、第94条は地方団体に法的制限の範囲内での自治権を認め、第95条は単一の地方自治体に影響を及ぼす特別法について住民投票を義務づけている³²。

地方自治体の機能(業務)は次の2種類に分けられる。

法定受託機能:本来は中央政府の責務であったが、法律や条例によって地方政府に委託された。中央政府は、適切な実施を確保する責任を負う。

例えば、パスポートの発行、国道の管理、国の指定統計の収集・作成などである。

地方自治機能:地方政府が担うその他のすべての機能。地方自治機能の例としては、児童、高齢者、障害者に対する福祉サービスの提供、乳幼児医療費の助成、文化ホールやスポーツセンターなどの公共施設の管理などがある³³。

法定受託機能と地方自治機能の主な違いは、後者に比べて前者では中央政府の強い関与が認められていることである³⁴。

日本の地方自治体は、独自に立法する権利が保障されており、条例や規則と呼ばれる独自の法律を制定し、実施することができる。この制度により、地域社会の問題に柔軟に対応することができる³⁵。

日本の制度のもうひとつの重要な特徴は、主要な制度が比較的安定していることと、地方分権政策の方向性である。日本で初めて都道府県が設置されたのは1868年であり、以来その数は変わっていない。

不安定が生じる場合、それは国の制度が変わるというよりも、政党政治の結果であるように見える。例えば、大阪市はここ数十年にわたり、大きな権限を享受してきたが、近年は大阪府によってその権限が縮小されている。大阪府が市役所に職員を派遣するようになっている。この変化の原動力となったのは、大阪府議選と大阪市

議選の両方で勝利した大阪維新の会の台頭である。2000年代以降、大阪維新の会が主導する構造改革(大阪都構想など、第3章参照)が頻繁に行われたことは、大阪市に特有な制度的不安定性が生じていることを示唆している。

2013年以降、日本では16の国家戦略特区が設けられた。これらの特区は、規制改革を実施することで経済成長を促進することを目的としている(例えば、外国人居住者が起業する際の起業ビザの導入、超高層ビルの建設許可など)³⁶。

イングランドの制度構造

以下のセクションでは、イングランドに関する洞察を提供する。まず、2014年以降にイングランドで行われた地方分権のプロセスを検討する前に、イングランドの制度構造について説明する。

イングランドの制度構造は複雑で、変化し続けている(図6:イングランドの地方自治体の構造)。合同行政機構(Combined Authorities)の数が増加し、二層制の自治体の数は減少している。



図6: イングランドの地方自治体の構造³⁷

注: 他にシティ・オブ・ロンドン・コーポレーション(「シティ・オブ・ロンドン」を統治する機関)とシリー諸島(単一自治体)が存在する)

地域によっては、1つの地方議会が地方自治体の機能を担う一層制の地域もある。「二層制地域」は、カウンティ・カウンシル (County Council) とディストリクト・カウンシル (District Council) が地方自治体の機能を分担するもので、イングランドの農村部や半農村部に多く見られる³⁸。イングランドの一部の地域では、ディストリクト・カウンシルやバラ・カウンシル (Borough Councils) の下に、さらに地方政府として、パリッシュ・カウンシル、または、タウン・カウンシル (parish or town councils) がある³⁹。2024年に発表された「[イングランド地方分権白書](#)」には、地方政府の構造を簡素化する政府の計画が示され、そのなかには、二層制の地域や近隣の小規模単一自治体に対し、地方分権および地方政府再編の共同プログラムに関する計画の提案を求めることが含まれていた⁴⁰。英国には、すべての制度や手続きを定めた単一の文書や憲法は存在しない。

2014年以降、イングランドの一部地域では、中央政府から追加的な権限や財政支援を与えられる合同行政機構 (Combined Authorities) が設立された。2017年には6つの地域で広域市長 (Metro Mayors: 大都市圏の地域を代表する首長のこと) が選挙で選ばれ、2021年までにさらに3つの地域がこれに続いた。合同行政機構は、それぞれの地域内の交通政策と経済政策の策定において重要な役割を果たしている⁴¹。

地方自治体協議会 (LGA: Local Government Association)、地方自治体最高経営責任者協会 (Solace: Society of Local Authority Chief Executives)、CIPFAによる2024年版報告書によると、イングランドの地方自治体の財政は、過去10年間の大幅な補助金削減、増大し複雑化するサービス需要、インフレと賃金コストの増加により、かつてない負担に直面している⁴²。

イングランドの地方分権プロセス

地方への権限移譲は、中央政府と、構成する地方自治体からなる合同行政機構との間で「権限移譲協定」が結ばれている。英国政府は、地方分権制度全体に標準化が欠けているという批判に直面している⁴³。2024年には、イングランドの人口の60%しか権限移譲協定の対象となる地域に住んでいない⁴⁴。

イングランドにおける地方分権は、過去30年間で徐々に進展してきた。2000年にロンドン議会とロンドン市長が設置されたのが、近年のイングランドにおける地方分権の最初の事例である。その後、2009年地域民主主義、経済開発、建築法により、複数の自治体を管轄する合同行政機構の設立が可能になった。2011年にはグレーター・マンチェスター合同行政機構が設立され、2014年にはさらに4つの地方自治体が設立され、2015年から2019年にかけて首長が主導する合同行政機構が相次いで設立され、2024年にはいくつかの合同行政機構が設立され、2025年にはさらなる合同行政機構の設立が発表された。

ウェスト・ミッドランズ合同行政機構は2016年に設立され、2017年には初のウェスト・ミッドランズ広域市長が選出された。ウェスト・ミッドランズは、2023年に政府と先駆的的地方分権協定を締結した最初の2つのカウンティ (グレーター・マンチェスターとともに) のひとつであり、権限移譲協定のパイオニアとなった。2023年の先駆的的地方分権協定では、経済成長と交通政策に関するより大きな管理と影響力が移譲された。2024年に発表された地方分権白書では、イングランド全土における地方分権とその拡大のための明確な道筋を作る計画が示されている。

近年、一部の都市圏に対する中央政府からの権限移譲は進展しているものの、イングランドは依然として中央集権的な国家である⁴⁵。イングランドの地方自治体は、(土地資産やビジネスの成長など) 経済発展や成長に対してある程度の責任を負っているものの、法的な権限や役割は限られている。あるインタビュー対象者が次のように説明している。

「中核都市やバーミンガムのような本当に大きな自治体でさえ、経済発展や成長の分野で私たちが持つ法的権限や明確な役割のようなものは、かなり限られています。私たちは、基本的にサービス提供の手段と見なされています」(Int-13WM)

都市は、経済開発政策に影響を与えるために、自らが保有する物的資産など、法的なフレームワークに依らない多様な手段を活用することが多い。しかし、そのような資産は、地方財政が厳しさを増す中で、より大きな圧力にさらされている。

英国の制度は、階層構造の重なりや責任の不明確さなど、複雑な仕組みを有しており、地方分権を成功に導く上で大きな障害となっている。あるインタビュー対象者がこう述べている。

「英国で地方分権を成功させようとするなら...役割を明確にする必要がある」(Int-6WM)

各機能の責任主体をめぐる混乱を避けるには、こうした役割の明確化が不可欠である。医療や社会的ケアのように、明確にマッピングできる分野もあるが、経済開発については、その国家的な方向性や、さまざまなレベルで複数の実施パートナーが関与しているため、あいまいなままである。インタビューでは、この分野に関与する法的根拠を現在欠いている議会の役割を含め、経済開発に関するルールを明確にする必要性が強調された。

さらに、日本と比べると、イングランドの地方自治体に与えられた立法権は著しく限定的である。自治体にあるのは、主に条例の制定と特定の許認可業務に限られる⁴⁶。

日本とイングランドにおける制度構造と権限移譲プロセスの主な違いのまとめ

日本	イングランド
大阪市には制度的不安定性が見られるものの、国全体としては制度構造が概ね安定している。	過去30年にわたる定期的な制度変更。
憲法は地方政府の責任を成文化していないが、地方政府は憲法で保護されている。	すべての制度や手続きを定義する単一の文書資料はない。
自治体には、独自の条例を制定・執行する自治立法権が付与されており、地域課題への対応に向けた手段の幅が広い。これにより、地方自治体は、地域の問題に対処するためのより大きな手段を得ることができる。	地方自治体の立法権は著しく限られている。
日本では、高度な権限移譲が制度的に確立されている。	伝統的に中央集権的な行政手法が強い。過去10年ほどの間に場当たりの権限移譲が行われた結果、イングランド全土で、地域によってガバナンス構造や権限移譲の分布にばらつきがあり、パッチワークのような分権構造が形成された。
国家戦略特区を通じて、特定の地域のニーズに合わせた権限移譲を提案し、試験的に実施するための正式なプロセス。	合同行政機構への権限移譲は、政府が地方自治体のグループと特注の権限移譲契約を交渉することによって行われてきた。政府は2024年に、イングランド全土における地方分権の拡大に向けた明確な制度設計を進める計画を発表した。
大阪府と大阪市ではここ数十年、公債残高を減らす努力の一環として職員数が減少しているが、地方自治体は概して財政状況がよい。	地方自治体は2010年以降、財政難に直面しており、現在も行政能力面での課題を抱えている。

図7: 日本とイングランドの制度構造と地方分権プロセスの類似点と相違点⁴⁷

大阪での取り組みから学んだ、非首都圏における成長のための制度的教訓

2024年版イングランド地方分権白書では、設立された市長戦略当局が、単独または共同で、法定の地方分権のフレームワークに追加する新機能を提案することや、各地域で検証する能力を持つことを提案している。このプロセスは、イノベーションと試行的取り組みを促進し、各地域の権限領域における継続的なリーダーシップと進歩を確保することを目的としている。

日本の制度の重要な特徴は、国家戦略特区であり、この特区を通じて、都道府県が追加権限を要求できる正式なプロセスが存在する。日本の取り組みから、地方が新たな権限を試行錯誤するためには、正式なプロセスが重要であることが示唆される。

「この特区制度では、いくつかの地区で新しい政策を試行することができ、それが非常に有用で有効なものになる傾向がある。」(Int-120S)

これらの特区で試行され成功した施策は、多くの場合、全国へと展開され、地域限定の制度実験が全国的な改革の手段として有効であることを示している。しかし、あるインタビュー対象者によると、多くの深刻な問題が解決されたため、国家戦略特区の提案数は減少しているという。

こうした提案数の減少を受けて、政府は公募に移行した。日本の都道府県が享受している権限の大きさを反映し、インタビューに応じたある団体は、規制緩和のアイデア（外国人労働者の言語要件に関するもの）を提案しているものの、現在、国に求めている権限はないと述べた。

「この14年間で、深刻な問題はほとんど解決した。多くの権限はすでに地方自治体へと移譲された（中略）現在、[要求されている権限]のほとんどは、本当に小さなもので、市民にごく近いものであり、大きな制度変更ではない。」(Int-120S)

国家戦略特区を通じて都道府県が新たな権限を試行することを可能にする正式なプロセスは、日本のガバナンス・モデルにおけるより広範な変革を反映している。

この新たなモデルでは、地域の課題を最もよく理解する地方自治体が、規制緩和策を積極的に提案し、イノベーションの担い手として主導的に取り組んでいる。一方、中央政府は、そのような規制緩和策を地方でテストするための法的・制度的支援を提供する。成功すれば、これらの政策は全国的に展開される。この制度は、地域からの主体的な提案と中央政府の支援が組み合わさることで、柔軟かつ応答的なガバナンスを実現しうることを示す、示唆に富む事例である。特に、構造化された支援体制の中で、戦略的自治体を実験的な改革を立案・実施できるようにするという点で、英国の発展途上の地方分権アジェンダに貴重な示唆を与えている。

日本人のインタビュー対象者は、本来は地方自治体の責任とされているが、むしろ中央政府に戻した方が適切であると考えられるいくつかの官僚的プロセスを指摘した。一般的には、住宅基準など、地域によってあまり違いがないと思われるものが挙げられた。

「一部の社会福祉施設や基準については、厚生労働省ではなく市が定めることができるようになった。しかし、実際には（中略）多くの自治体が厚生労働省のガイドラインに従っている。つまり、地方自治体に権限が与えられていても、結局はほぼ同じ基準になる（後略）。そのため、このような権限は中央政府に戻すべきだと考えている。」(Int-60S)

この例は、どの権限を移譲するかを決定する際には、地域の実情に即した政策展開の可能性を開くよう留意すべきであり、単に官僚的負担を移転することにならないよう注意が必要であることを示している。

戦略特区以外にも、日本の自治体は1999年に導入された地方分権一括法の恩恵を受けている。あるインタビュー対象者によると、この日以来、中央政府から「徐々に」権限が移譲されてきたという。市町村や県による働きかけや、実際に移譲された権限の積極的な活用が、時間の経過とともに地方レベルへの権限移譲を促進した重要な要因であるとされた。

「市町村と県はロビー活動を行い、中央政府にそのような権限を移譲するよう求めている。」(Int-10S)

日本での取り組みは、市や地方自治体が一体となって中央政府と協力することで、地方分権がもたらす成長の機会をいかに活用できるかを示している。2025年4月から10月にかけて開催され、1,400万人の集客が見込まれる大規模な万国博覧会「2025大阪万博」の開催は、市、府、国の連携によって実現する。2025年4月25日までに、1,400万人の目標の4分の3に当たる1,040万枚のチケットが販売された。アジア太平洋研究所は、万博関連事業の最終需要を7,275億円（約37億7,100ポンド）、消費支出は8,913億円（約46億3,000ポンド）に達すると推定している。この連携は、国による

1,647億円の拠出によって支えられ、大阪府・市はこれにほぼ匹敵する1,348億円を負担する見込みである。大阪府と大阪市に移譲された多額の財政権限は、大阪府と大阪市がこのような多額の資金を配分することを可能にする極めて重要なものである。⁴⁸

2016年に京都府が文化庁の移転誘致に成功したことについて、インタビューに答えた。他機関を誘致した6つの自治体とは異なり、文化庁の誘致を実現できた背景には、3つの行動が重要だったとしている。

1. 移転先候補となる用地を主体的に選定する。
2. 京都府と京都商工会議所が提供する、新事務所の建設や職員の宿泊施設の提供など、移転を促進するための支援について説明する。
3. 日本文化の中心地として確立された京都ブランドを活用する。

また、中央政府と地方政府との間の対面による「友好的」な関係の重要性も、移転交渉の重要な要因として強調された。

日本には中央省庁の地方支局が存在しており、その点からもガバナンス上の興味深い特徴を有している。近畿経済産業局は、経済産業省（旧通商産業省）の地方局として1947年に設立され、地域の新興企業や産業発展の支援に積極的に取り組んでいる。この役割は、地方自治体の補助金や権限移譲、地方自治改革の評価とは異なる。

ここで重要なことは、大阪および関西圏の産業支援政策は、大阪府や大阪市などの地方自治体、および経済産業省近畿経済産業局のような中央官庁の両方が、それぞれの政策的視点に基づいて実施しているということである。この結果、国と地方が同じ地域内で並行的に政策を実行し、緩やかな役割分担のもとで運営される独自のシステムが形成されている。

英国では、地方自治体は主に権限超越（ultra vires）原則の下で運営されており、中央政府から正式に移譲された機能しか実行できない。これとは対照的に、日本の地方自治体は一般行政権の下で運営されており、知事や市長は、大阪市独自の起業支援構想のように、国の明確な承認を必要とせずに、地域のニーズに基づいた政策を実施することができる。この制度には利点も欠点もある。たとえばスタートアップ支援のように、国と地方の機能が重複する場面では、非効率と評価される可能性もある。しかし、権限と責任の交渉に伴う取引コストを削減することもできる。さらに、両レベルの政府が新たな政策課題に迅速に対応できるため、健全な競争と協力が促進され、最終的にはより良い政策の成果につながる可能性がある。

ウェスト・ミッドランズでの取り組みから学んだ、非首都圏における成長のための制度的教訓

ウェスト・ミッドランズと日本におけるパートナーの運営体制で顕著な違いは、イングランドでは制度や政策が変更される頻度が高いことにある。図7に示すように、ウェスト・ミッドランズでは、地域制度に大きな変化が見られる。例えば、ウェスト・ミッドランズでは、中央政府によって解散させられるまでの12年間、戦略計画局（Strategic Planning Authority）が存在した。1990年代後半、労働党政権はアドバンテージ・ウェスト・ミッドランズ（Advantage West Midlands）を設立した。アドバンテージ・ウェスト・ミッドランズは、ビジネス主導のアプローチを通じて、持続可能な経済開発と社会的・物理的再生を推進するために設立された8つの地域開発機関（RDA）のひとつである。RDAはその後、2010年代初頭に保守党主導の連立政権によって解体された。

同時に、政府はローカル・エンタープライズ・パートナーシップ（LEP）を導入した。企業、パブリック・セクター、高等教育機関が一体となり、経済成長の促進、雇用の創出、住民の生活の質の向上に焦点を当てたものである。ウェスト・ミッドランズでは、「グレーター・バーミンガム・アンド・ソリハル」「ブラック・カントリー」「コベントリー・アンド・ウォリックシャー」の3つのLEPが活動していた。LEPは、2023年に保守党政権によって廃止され、2024年のLEPへの資金拠出終了に伴い、機能（および場合によっては職員）は合同行政機構や地方自治体に移管された。

頻繁に起こる組織内の異動は、地域の成長を促進するための試みを困難にし、その結果、優先順位と人事の両方において継続性を欠いている。あるインタビュー対象者が次のようにコメントした。

「中央政府からの）一貫したアプローチはなかった。」
(Int-9WM)

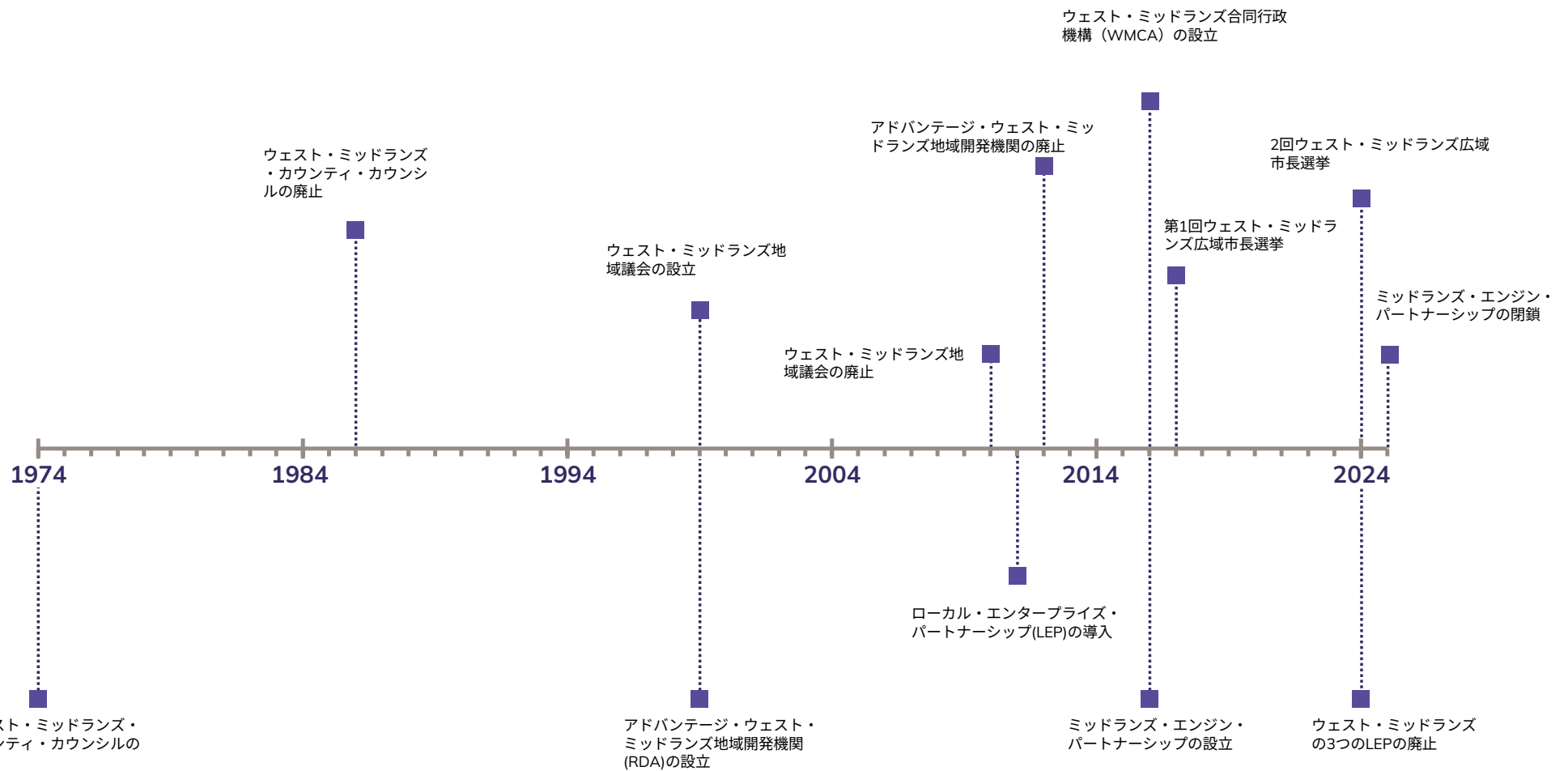


図8: ウェスト・ミッドランズの地域成長を実現する主要機関の年表
(LIPSIT, 2020より引用)⁴⁹

WMCAは中央政府との間で、時間をかけて反復される一連の権限移譲協定を締結してきた。最初の協定は2015年11月に合意され、2番目は2017年11月に調印され、その後2023年3月にトレイルブレイザー地方分権協定(Trailblazer Deal)が調印された。2025年4月、イングランドで初めてWMCAとグレーター・マンチェスターが統合交付金の交付を受けることになる。統合交付金は、就業者の技能と雇用、住宅と市街地再生、建物のZEB化(省エネ効果を高めるための建物改修)、交通、地域経済活性化と地域施策の5つの事業分野に関する政府からの交付金を1つの財源枠に統合するものである⁵⁰。

インタビューに応じた人々は、ウェスト・ミッドランズへの権限拡大という点で、統合交付金制度の導入を歓迎する声が多く聞かれた。

「統合交付金は素晴らしい前進だ。」(Int-13WM)

しかし、統合されたとしても、WMCAの権限は、大阪を含む国際的ないくつかの地域と比べると、まだ比較的限定されているとの指摘もあった。彼らは、かつてイングランドの地方分権の先駆者であったWMCAが、現在、新しい合同行政機構が当初から同じ権限を受け取るという現実と直面し、権限移譲の先行地域であったにもかかわらず、競争上の優位性が次第に失われつつある現実を強調した。別のインタビュー対象者が簡潔にこう言っている。

「私たちはもはや「特別枠」には位置付けられていない。」(Int-9WM)

インタビューでは、地域目標、およびその達成における合同行政機構や構成自治体の役割、さらにそのために必要となる権限を包括的に評価することの重要性が強調された。

「私たちはしばしば、どのような権限を求めるかという議論に飛びつきがちだが、果たすべき本来の役割についての議論は置き去りにされがちである。私たちが達成しようとしている目標や成果は何なのか？そしてそれは、国、地域、地方という政府全体のモデルの中でどのように適合するのか？」(Int-13WM)

ウェスト・ミッドランズでの取り組みから、地方分権は全国的に定義され、地域ごとに調整されることが重要であり、地域の成長シナリオを実現するために、財源の裏付けなく責任だけが転嫁されるような、場当たりの協定を結ばないようにすることが重要である。インタビューでは、自治体と合同行政機構との関係は標準化されたものであってほしいが、地域のニーズに柔軟に対応できるものであってほしいという意見があった。イングランド地方分権白書は、新しい三層分権のフレームワークを確立することによって、地方分権のプロセスを標準化しようとしている点で、歓迎されるべきものである。

ウェスト・ミッドランズでは、政治的コンセンサスを得るために、自治体間の非公式な交渉が重要である。交渉が必要とされるのは、同地域には多数の自治体があり、その規模や政治的構成が異なるからである(第2章参照)。7つの構成自治体は同等の議決権を持っており、この平等性により、共通の利害に関する妥協と合意を余儀なくされる。多くの決定は、非公式な交渉の後、全会一致で行われるが、投票はめったに行われない。

「意思決定に至るまでの舞台裏での対話は、その決定が地域のあらゆる部分にもたらすメリットについて、共通の理解を深めることを目的としている(中略)バーミンガムの重要性を制度的に明確にすることは、パートナーシップを崩壊させる最も確実な方法だと思う。」(Int-13WM)

京都市が政府関係機関を誘致したのと同様に、ウェスト・ミッドランズもまた、同地域における公務員のプレゼンス向上の恩恵を受けている。地方分権の取り組みと並行して、ウェスト・ミッドランズでは公務員の役割が大幅に増加した。例えば、住宅・コミュニティ・地方自治省(MHCLG)は2021年にウォルバーハンプトンに第2本部を開設し、バーミンガムのハブには現在、MHCLG、HMRC、ビジネス・貿易省、労働年金省などがある。

2023年までに、同地域の公務員数は34,445人に増加し、2年間で13%増加した。この拡大は、2030年までに22,000人の公務員をロンドン以外に移転させることを目指す、英国政府の業務分散化構想に沿ったものである。ウェスト・ミッドランズへの公務員の移転は、雇用創出、地域経済の活性化、政府における地域代表の拡大など、経済的・社会的利益をもたらす。⁵¹

ウェスト・ミッドランズはまた、地域の中核機関が非首都圏の成長をどのように支援できるかについての洞察も提供している。2019年、バーミンガム・地域の中核機関ネットワークは、地域経済戦略センター(CLES)の支援を受けて設立され、コミュニティ・ウェルス・ビルディングのフレームワークを活用して、メンバーの雇用、支出、物理的資産がバーミンガム経済性に与えるインパクトを最大化することを目的としている。このネットワークは、アストン大学、バーミンガム市、ボーンビル・ビレッジ・トラスト、住宅とコミュニティに特化したパイオニア・グループ、バーミンガム大学、バーミンガム大学病院で構成されている。

地域の中核機関ネットワークのメンバーは、地域の雇用支援スキームで協力し、成功を収めてきた。これには、地域の様々なパートナー組織と協力して、住民、特に恵まれない地域の住民が、バーミンガム大学病院の採用と定着の課題に対処するための研修を受けられるようにすることも含まれる。応募プロセスを簡素化し、加盟組織全体で機会を促進することが重要であった。初年度の評価では、失業中の住民に対して、目標の100件に対して220件以上の就職斡旋が記録された⁵²。

主な知見

- 地域当局が追加権限を要求できる正式なプロセスは重要である。日本の国家戦略特区は、地方自治体が地域固有のニーズに合わせた新政策を提案し、試行するための体系的なプロセスを提供している。これらの特区は「政策実験室」として機能し、中央の監視と制度的正当性を維持しつつ、規制とガバナンスにおける地域固有の実験を可能にする。
- 権限移譲は、地域当局の負担となる官僚的なプロセスの移譲ではなく、特定の場所に根ざした課題に対処するための権限と責任の移譲であれば、より成功する可能性が高い。
- 地方分権を推進するには、高度な権限移譲と、地域に存在する逞しい潜在的な可能性と素質が重要である。
- 地方分権によってもたらされる機会を最大限に活用するためには、地域パートナー間や中央政府との強力な調整が重要になることが多い。これには、地域グループ内の政治的コンセンサスを得るための、地方自治体間の非公式な交渉も含まれる。
- 地域の中核機関は、雇用、支出、物理的資産をどのように優先し、活用するかによって、地域経済を支えることができる。
- 行政の部局や機関を誘致することで、新たな雇用機会を提供し、地域のイノベーションに貢献することができるが、その実現には時間がかかる。

第2章：地域グループの決定



地域は、地方自治体と合同行政機構が協力し、共通の課題への対応を調整し、国政に影響を与え、地域のアイデンティティを育むことができる場所である。

本章では、ウェスト・ミッドランズと大阪府で展開されている地域ガバナンス・モデルに注目し、機能的経済地理、経済的相互作用、地域アイデンティティとの関係を整理する。

ウェスト・ミッドランズ

行政的・政治的特徴

ウェスト・ミッドランズ合同行政機構 (West Midlands Combined Authority: WMCA) は、7つの大都市自治体 (メトロポリタン・カウンシル) によって2016年に設立された。

- ・ バーミンガム
- ・ コベントリー
- ・ ダドリー
- ・ サンドウェル
- ・ ソリハル
- ・ ウォルソール
- ・ ウォルバーハンプトン

WMCAは、自発的な協力関係を基盤として設立された。WMCAは、重要な権限委譲を受け、都市圏全体で集団的な意思決定を行える強力なパートナーシップを構築することを目指した。

ウェスト・ミッドランズには、WMCAの代表者 (Chair) を務める、選挙で選ばれた首長が存在する。公選首長は、その地域を代表する重要な代表者である。イングランドにおける地方分権のプロセスが進むにつれて、首長は、その地位と柔軟な権限を使って、地域の

パートナーを招集し、共通の問題に取り組むことがますます必要となるだろう。

イングランドの他の多くの首長制の合同行政機構と比較して、WMCAの特徴は、地方自治体に対する政党による統制が分裂していることである。2024年5月の地方自治体の選挙の結果、構成自治体のうち4つ (バーミンガム、サンドウェル、ウォルバーハンプトン、コベントリー) を労働党が、2つ (ソリハル、ウォルソール) を保守党が統制し、1つ (ダドリー) はどちらからも統制されていない。首長選挙は拮抗しており、現ウェスト・ミッドランズ広域市長 (リチャード・パーカー、労働党) は2024年5月の直近選挙で38%の得票率を獲得したが、ウェスト・ミッドランズ広域市長を2期務めた前職 (アンディ・ストリート、保守党) の得票率をわずかに0.3%上回ったに過ぎなかった。



WMCAが設立された際には、より広域な地域グループとして、議決権を持たない自治体も加えられていた。これには、地理的に隣接する(主に)10の準構成自治体が含まれていた。

- キャノック・チェイス・ディストリクト・カウンシル
- ノース・ウォリックシャー・バラ・カウンシル
- ヌニートン・アンド・ベッドフォース・バラ・カウンシル
- レディッチ・バラ・カウンシル
- ラグビー・バラ・カウンシル
- ストラットフォード・オン・エイボン・ディストリクト・カウンシル
- シュロップシャー・カウンシル
- タムワース・バラ・カウンシル
- テルフォード・アンド・レキン・カウンシル
- ウォリックシャー・カウンティ・カウンシル

また、3つのローカル・エンタープライズ・パートナーシップ(LEPs)(グレート・バーミンガム・アンド・ソリハル、ブラック・カントリー、コベントリー・アンド・ウォリックシャー)も含まれていた。これらはその後廃止された。準構成団体は議決権が減少している。

英国会計検査院(NAO)は、ウェスト・ミッドランズにおける地域グループの複雑さを強く指摘している(下図9:ウェスト・ミッドランズの地理・行政的地理)⁵³。



図9:ウェスト・ミッドランズの地理・行政的地理

WMCA地域の人口は290万人で、そのうち40%近くがバーミンガム（イングランド最大の地方自治体）に住んでいる。ブラック・カントリー地域の4自治体（ダドリー、サンドウェル、ウォルソール、ウォルバーハンプトン）を合わせると、7つの大都市自治体で構成されるWMCAの総人口に対して占める割合は、ほぼ同じ割合になる。このような自治体間の規模の不均衡に加え、バーミンガムがウェスト・ミッドランズの主要な地方都市としての役割を担っているため、協働にも影響があり、ブラック・カントリー地域の自治体がバーミンガムに対抗するためにグループ化することもある。非構成自治体を加えると人口は470万人になる。

機能的経済地理

経済発展や経済計画の観点からは、機能的経済圏を行政的経済圏と並べて考えることが適切である。準者はまったく異なるものである可能性もある。

機能的経済圏は、空間を越えた住民（および企業）間の社会的・経済的関係の構造から生じる領域単位である⁵⁴。そのため、機能的経済圏はその地域の自然な経済地理を反映している。

下の地図、ウェスト・ミッドランズの主要な集落と交通インフラの主な特徴を示している。黒い実線は行政地理を反映し、WMCA地域が区別されている。この地図は、2024年に実施されたウェスト・ミッドランズの経済地理に関する大規模調査から引用したものである。⁵⁵

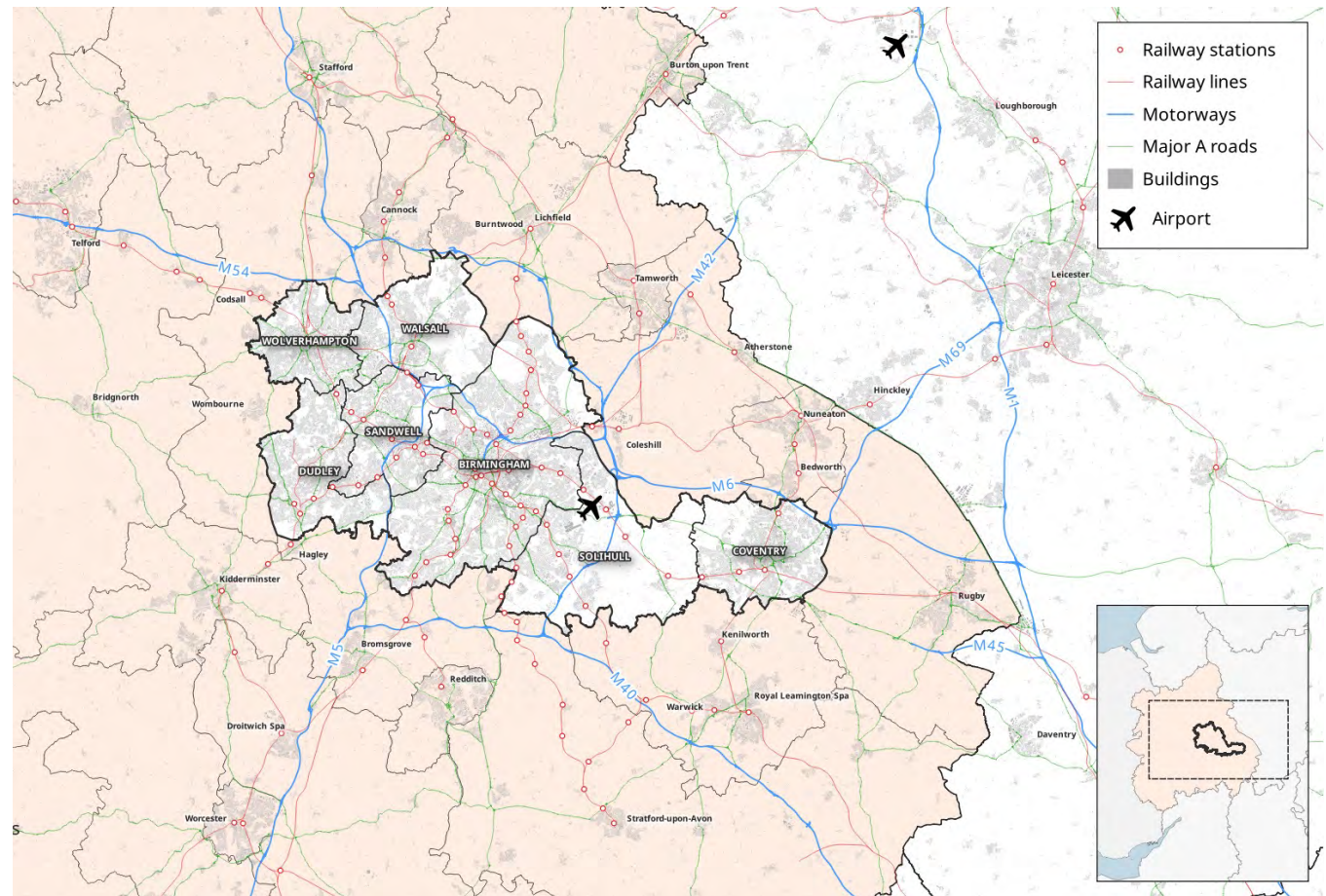


図10:WMCAとウェスト・ミッドランズITL1の境界線、主要居住地、主要交通インフラ

国立統計局（ONS）によると、ITL（地域統計単位）は、統計分析を行うために（イングランド等の）構成国や地域を分類する階層的な構造である。

この研究では、COMBOとして知られる「ボトムアップ」アプローチを使って、出発地ー目的地間のデータセットを分析した。これは、場所間のフロー（通勤や移動など）に基づいて、最も強い関係を特定するアルゴリズムを使用している。機能的経済地理を定義するための最も重要な指標である通勤の流れを利用して、WMCA地域では3つの主要COMBO地域が特定された（下の地図に示すとおり）。

- ・ バーミンガムとソリハルの大部分をカバーする広大な地域（南はレディッチ／ブロムスグローヴ方面にも広がる）
- ・ ブラック・カントリーの4つの自治体を合わせたもの
- ・ コベントリーとウォリックシャーの大部分

移動データ、消費者支出データ、モバイルネットワークデータなど、機能的経済地理を洞察するために様々な指標が分析された⁵⁶。これらの様々な指標から浮かび上がったパターンを総合すると、3つの主要な地域が浮かび上がってくる。

1. バーミンガムーソリハルとサンドウェルの一部を含む
2. ブラック・カントリーー特定の指標で細分化される
3. コベントリーーウォリックシャーとソリハルの一部

総合的に分析すると、以下のことが明らかになった。

- ・ 機能的経済地理は、行政地理よりも「乱雑」である
- ・ 機能的経済地理は、WMCA地域の境界を越えて重なり、広がっている
- ・ 行政地理には「ハードな縁」があるが、機能的経済地理にはない

ビジネスモデルの変化や、居住地と職場の関係が再定義されるにつれて、機能的経済地理は、より微妙に変化し、複雑化する可能性がある。

英国の地方分権白書は、合同行政機構モデル（WMCAはその先駆者の一つである）を基礎として、いわゆる「戦略的自治体」（「人々が認識し、働いている地域をカバーする、共に取り組む複数の自治体」と定義される）の普遍的な適用範囲を確立するという目標を掲げた。⁵⁷これは、WMCAの境界を囲む地域が、現在の行政区域よりも大きな独自の地域グループを形成する必要があることを意味する。上記の分析から明らかなように、いくつかの地域はWMCA地域と機能的に強い経済的結びつきがある。したがって、地域の利害関係者は、さまざまな政策機能⁵⁸のために、必要に応じて異なる地理的スケールで連絡を取り合い、協力し合う必要があり、また新しい地域グループと連携し、またそれを越えて活動する必要がある。

地域と合同行政機構のアイデンティティ

行政地理、機能的経済地理は、必ずしも地方や地域のアイデンティティと一致するわけではない。こうしたアイデンティティは、歴史、文化、産業的遺産、年齢、職業、所得／財産によって形成される。また、これらは人口のサブグループごとに機能的経済地理を区分する要因でもある。交通手段（移動の相対的な容易さとその経験）が、より広い地理とアイデンティティの認識を形成するのに役立つ重要な要因のひとつであることは、インタビュー対象者の間でおおむね一致していた。

ウェスト・ミッドランズは、英国の他の地域と比べると、この地域の住民自身にとっても、また地域外の人々にとっても、強い地域アイデンティティを示す地域としてあまり認識されていない。インタビューでは、多くの人々が複数のアイデンティティを持っていることが強く示された。

「出身地を尋ねると、スメスウィック、ティプトン、ブライリー・ヒルと答える。」(Int-11UK)

また、ウェスト・ミッドランズにおける地域アイデンティティは、一部の人々はWMCA地域の設立以前に存在していた過去の行政区域と関連付けているため、さらに複雑化している。

外部の人々においては、ウェスト・ミッドランズがどこにあるのかは必ずしも明確ではない。他の合同行政機構の中には、その名称を主要地方都市から取っているところもあるが（例：グレーター・マンチェスター合同行政機構）、WMCAは「グレーター・バーミンガム」とは呼ばれていない。同様に、ウェスト・ミッドランズの地域的な知名度もそれほど高くない。地域パートナーは、2022年バーミンガム・コモンウェルス・ゲームズという機会を積極的に活用し、バーミンガムとウェスト・ミッドランズの魅力を世界にアピールした。これは、海外からの直接投資の誘致に成功した。現在、「It Starts Here」地域キャンペーン⁵⁹において、この地域が世界にもたらしたものを強調し、ウェスト・ミッドランズ・グロース・カンパニー（West Midlands Growth Company）が主導して、この地域のイノベーション・エコシステムの認知度を高め、都市と地域の評判を向上させることを通じ、地域のストーリーづくりに取り組んでいる。

インタビューに答えた人々は、ウェスト・ミッドランズの首長が地域のアイデンティティを育むのに役立っていると考えている。しかし、地域のアイデンティティや認識（地域内外を問わず）が変化するには時間がかかることを、彼らは認めている。

大阪府

日本の地方自治制度と関西地域

第2章で述べたように、日本の地方自治制度は、中央政府、47の都道府県、1,724の基礎自治体（2024年現在）の3層構造に基づいている。大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県を含む関西の都道府県の境界線は130年以上変わっていない。これとは対照的に、市町村の数は、主に行政能力の強化を目的とした相次ぐ合併により、約16,000から現在の数字まで大幅に減少した。



図11: 関西の府県と主な市町村

日本の地方自治法は、「普通地方公共団体」として知られる都道府県と市町村に広範な（一般的な）権限を与えている。総合的な権限の原則に基づき、地方自治体には、国の法律によって委任された責任を遂行する権限だけでなく、その住民のために必要とみなされるさまざまな機能を遂行する権限も与えられている⁶⁰。

大阪と関西における地域グループの取り組み：関西広域連合の場合

背景と目的

2010年12月に設立された関西広域連合（UKG）は、日本初の広域自治体の連合である。地域横断的な課題に取り組み、地方分権を推進するために設立された。関西広域連合は、都道府県と指定都市の自主的かつ柔軟なグループとして機能し、国との交渉力が強化されている。

関西広域連合の主な目標は、関西を日本の経済成長の新たな牽引役と位置づけ、企業や人材の東京への過度な集中を是正すること、災害対策や効率的な行政を提供すること、国の機能分担を進め、国土強靱化の強化に資するバックアップ機能を確立することである。さらに、デジタル化と地域活性化を推進し、関西の歴史的・文化的・芸術的資産を高め、関西人の誇りと自信を醸成することを目指している。

このグループの形成は、関西全域の経済統合と政治的リーダーシップ、特に地域自治の強化を提唱する「関西州構想」をめぐる長年の議論に強く後押しされたものである。

組織構造と主要政策領域

関西広域連合は、大阪府、京都府の2府と、兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県の5県、大阪市、京都市、神戸市、堺市で構成されている。2023年には、知事交代に伴い奈良県も加盟した。

関西の人口は2,181万人（日本の17%）⁶¹、面積は35,005km²（日本の9%）である。GDPは8,920億円（日本の16%）となっている。

図12：関西広域連合の構造、に示すように、関西広域連合は、主要な政策を決定する委員会、39人の選挙で選ばれたメンバーからなる議会、そして、加盟都道府県（例：産業政策：大阪府、文化関係：京都府など）に責任を分担する分権的な分野別の事務局システムを通じて運営されている。

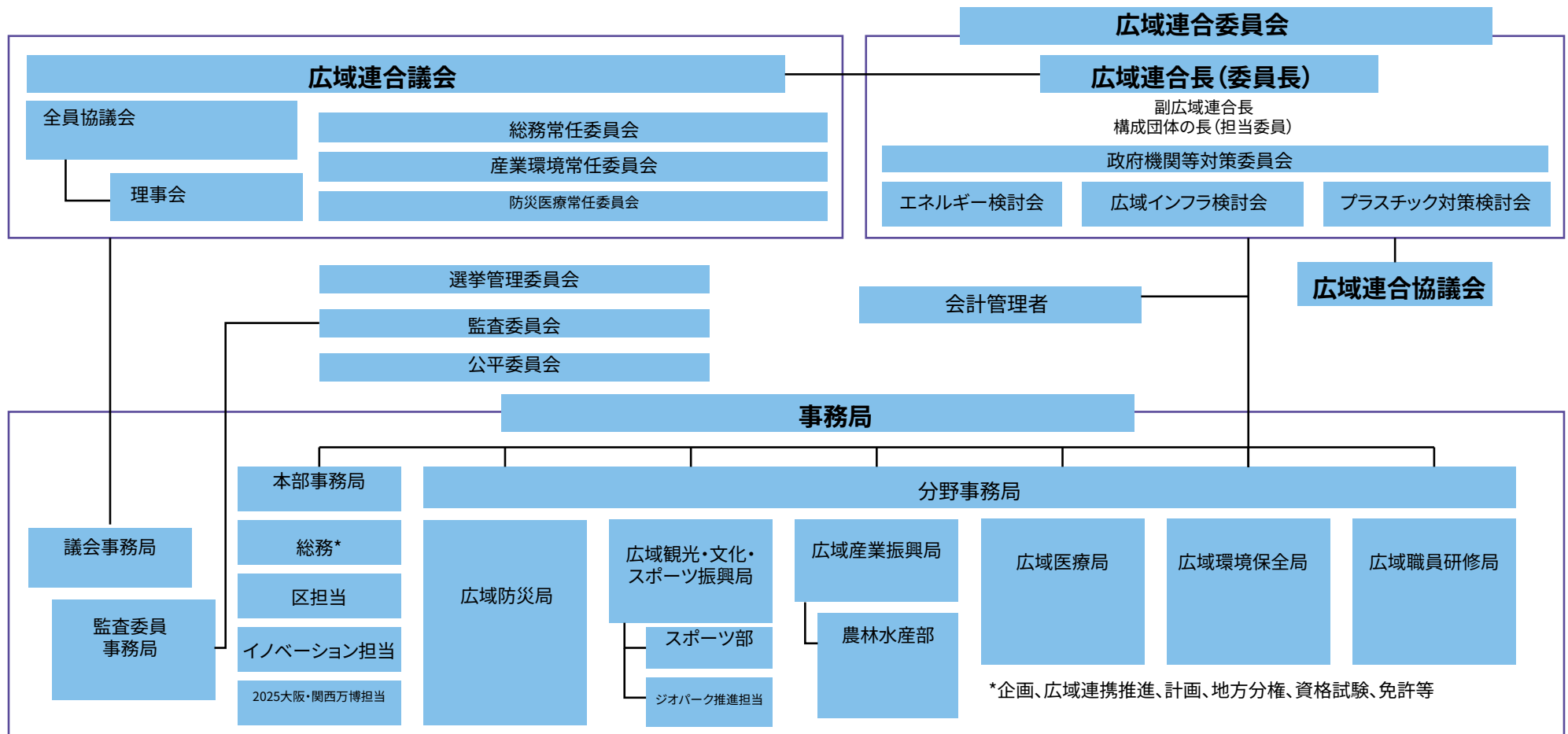


図12: 関西広域連合の構造⁶²

人員配置はスリムであり、本部の専任職員はわずか36人（2024年4月現在）、その多くは加盟自治体からの出向者である。

関西広域連合は、防災・緊急対応、産業振興、観光・文化・スポーツ、環境保全、ヘルスケア連携、専門資格・免許、人材育成の7つの主要政策分野をカバーしている。これらの主要分野に加え、関西広域連合は、2025年大阪・関西万博の計画、主要インフラ・プロジェクトの推進、エネルギー政策の調整、プラスチック削減戦略の推進、イノベーション起点の成長支援など、いくつかの戦略的イニシアティブにも関与している。また、関西広域連合が参加している都道府県に対し、中央政府からの追加的な権限委譲に関する提案の提出を求めることがあることも説明された。関西広域連合は、地震への対応など「シェアードサービス」のための場を提供していると説明され、共有された対応「有効性」のある政策提供を展開する上で重要であると説明された。

政治的リーダーシップと柔軟性の役割

関西広域連合は自発的で柔軟な地域グループであり、固定的な地域境界線ではなく、経済的なメリットや知事のリーダーシップによって加盟が決定される。例えば、鳥取県と徳島県は、関西と連携することを戦略的メリットと認識して加盟を選んだ。奈良県は当初、官僚的な複雑さを懸念して加盟をためらったが、2023年の首長交代後に加盟した。

鳥取県が関西広域連合に参加する動機は、人口が日本で最も少ない県であることから理解できる。歴史的に、鳥取県は関西地方と強い経済的結びつきがあり、特に大阪に本社を置く大手企業の工場立地が盛んであった。このような背景から、鳥取県は、共同プロジェクトやより広範な地域イニシアティブから恩恵を受けることを期待し、関西の府県間協力体制に参加することに関心を持ったのであろう。

関西広域連合の視点から見ると、鳥取県の加盟を決めた背景にはいくつかの要因があったようだ。第一に、鳥取県は地理的に広島県に近いにもかかわらず、鳥取県民のかかなりの数がビジネスや教育のために大阪府を訪れており、関西地方との機能的なつながりが強化されている。第二に、関西広域連合の中心メンバーは、鳥取県が関西の地域アイデンティティと矛盾しているとは認識していなかった。最後に、鳥取県を加えることで会員基盤が拡大し、国との交渉において関西広域連合の団体交渉力が強化されることは、戦略的に有利であると考えられたことである。

関西広域連合は、日本における地域協力が、政治的リーダーシップ、経済的利益の共有、歴史的なつながりの組み合わせによっていかに形成されているかを示している。関西広域連合の柔軟な設計は、国との交渉力強化と地方自治の維持のバランスを保っている。

交通網を通じた地域アイデンティティの共有

鉄道や高速道路など関西の高度に発達した交通網は、地域アイデンティティの共有に重要な役割を果たしている。高速鉄道（新幹線）や都市鉄道、高速道路は、県境を越えたシームレスな通勤と交流を可能にしている。

日本の三大都市圏では、鉄道が旅客輸送の90%を占めており、都市モビリティにおける鉄道ネットワークの中心的役割が浮き彫りとなっている（国交省、2024年）。関西の都市鉄道網は2019年3月時点で1,515kmに及び、地域全体に広範な接続性を提供している。インフラの強さを反映し、大阪はエコノミスト・インテリジェンス・ユニット⁶³による「グローバル・ライバビリティ・インデックス2024」で世界第9位にランクされ、アジアで最も高い96.4のインフラ・スコアを達成した。⁶⁴このような高水準の接続性は、関西の地理的障壁を大幅に軽減し、経済的・社会的にまとまりのある地域としての機能的統合を強化している。

都市	場所	ランク	指数	安定性	医療	文化と環境	教育	インフラ
ウィーン	オーストリア	1	98.4	100.0	100.0	93.5	100.0	100.0
コペンハーゲン	デンマーク	2	98.0	100.0	95.8	95.4	100.0	100.0
チューリッヒ	スイス	3	97.1	95.0	100.0	96.3	100.0	96.4
メルボルン	オーストラリア	4	97.0	95.0	100.0	95.8	100.0	96.4
カルガリー	カナダ	5	96.8	100.0	100.0	90.0	100.0	96.4
ジュネーブ	スイス	5	96.8	95.0	100.0	94.9	100.0	96.4
シドニー	オーストラリア	7	96.6	95.0	100.0	94.4	100.0	96.4
バンクーバー	カナダ	7	96.6	95.0	100.0	97.2	100.0	92.9
大阪	日本	9	96.0	100.0	100.0	86.8	100.0	96.4
オークランド	ニュージーランド	9	96.0	95.0	95.8	97.9	100.0	92.9

図13:2024年世界の住みやすい都市ランキングにおける大阪の位置づけ⁶⁵

大阪都構想:府市統合の試み

地域再編の関連事例として、大阪維新の会（日本の中道右派）が2010年から推進している「大阪都構想」がある。この計画は、機能不全に陥った二重の行政機構（「二重行政」）を解消し、東京に対する大阪の競争力を強化するため、大阪市と大阪府の合併を提案したものである。

2015年と2020年の2回、大阪府の行政再編案に関する住民投票が行われた。2020年の住民投票では、賛成49.4%、反対50.6%という僅差で否決された。否決にはいくつかの重要な要因があった。第一に、同じ政治指導者のもとで政策が一貫していたため、このような大幅な構造改革の必要性が認識されにくかった。第二に、住民の間には、特に住所が変更される可能性によって、近隣住民のアイデンティティが失われることへの懸念があった。第三に、大阪市のリソースが郊外に流用され、大阪中心部が不利になるのではないかとという懸念が浮上した。

今後、この問題に関して再び住民投票が実施される可能性もある。概して、現状維持を求める強さと、リソースの地理的配分に対する懸念が明らかになっている。

主な知見

- 行政的・機能的経済地理は、必ずしも地域のアイデンティティと一致するわけではない。
- 地域機構は機能的で柔軟でなければならない。地域グループが有意義なものであるためには、住民や企業に具体的な利益をもたらさなければならない。
- 新たな厳格な組織を作ることが必ずしも必要なわけではない。有効性のある政治的調整によって、地域を越えた協力体制を実現することもできる。
- 地域機構の設立は地域のアイデンティティを育むのに役立つ可能性がある（ただ、意識が変化するには時間がかかる場合がある）。



第3章：資金調達メカニズム



適切で予測可能かつ柔軟な財源は、地方自治体が地域格差に対処し、長期的な成長戦略への投資を可能にするとともに、必要不可欠なサービスを提供する力を与える。

本章では、日本とイングランドの異なる資金調達モデルが、地域の自主性と公平性をどのように調和させているかを考察する。

大阪府／関西地域の資金調達メカニズム

日本の地方財政制度

中央政府と地方自治体の関係を支配する日本の財政メカニズムは、地方分権改革の波に大きく影響を受けて、過去数十年の間に大きな変化を遂げてきた。日本は高度に中央集権的な財政システムを歴史的に維持しており、地方自治体はその支出を賄う収入を、特に地方交付税を含む政府間移転に大きく依存してきた。第二次世界大戦後に導入された地方交付税制度は、地方自治体の歳出ニーズと歳入能力に基づいて国税収入を再配分することで、地域間の財政均等がある程度確保するように設計された。

1990年代以降、一連の改革、特に2000年の地方分権一括法は、中央政府と地方自治体の役割と責任を再定義することにより、地方自治を強化することを目的としていた。地方交付税制度は地方財政の基盤として維持されつつも、特定補助金の導入や地方財源の多様化促進など、地方の裁量権を拡大する方向に徐々にシフトしてきた。

こうした改革を経て、地方分権と国の監督を調和させる枠組みのなかで、日本の地方自治体は大幅な財政的自治権を持って運営されている。主な財源は以下の通りである。

- 地方税
- 地方交付税
- 国庫支出金
- 地方債

地方税は、日本の地方政府にとって重要な歳入源である。全国では、地方税は地方自治体の歳入全体の33.1%を占めている。行政区分別に見ると、地方税は都道府県歳入の28.08%、市町村歳入の45.7%を占めている。

日本の地方税法は、都道府県が14種類、市町村が15種類、合計29種類の税金を課すことを認めている。これらの税金は、固定資産税、個人住民税、法人住民税、地方消費税など多岐にわたっており、地方自治体に多様な歳入基盤を提供している。[図14:日本の国税と地方税の概要。](#)



所得課税	資産課税等	消費課税
国税		
所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 森林環境税(2024年から) 復興特別所得税	相続税／贈与税 登録免許税 印紙税	消費税 酒税 たばこ税 特別たばこ税 揮発油税 地方道路税 石油ガス税 航空機燃料税 石油税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税
地方税		
住民税 事業税	不動産取得税 固定資産税 都市計画税 事業所税 水利地益税 共同施設税 住宅開発税 特別土地保有税 法定外普通税 法定外目的税 国民健康保険税	地方消費税 道府県・市町村たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油取引税 自動車税 鉦区税 狩猟税 鉦産税 入湯税 軽自動車税

図14: 日本の国税と地方税の概要⁶⁶

地方交付税制度は、日本の自治体間の財政能力を均等化するうえで中心的な役割を果たしている。地方交付税は、財政格差を是正することを目的として、標準化された計算式に基づいて地方自治体に資金を再配分することにより、公共サービスの提供を全国的に最低限保証するものである。重要な点は、地方交付税が無条件であることである。つまり、国によって使途を特定された補助金とは異なり、地方自治体はその使途について完全な裁量権を有する。また、(非常に時代遅れの配分方式を採用している英国と比較して)計算式は定期的に更新される。

2010年代には、特別戦略特区やその他の地域に特化したイニシアティブの設立により、財政メカニズムがさらに進化した。これらの制度は、税制優遇措置、特別交付金、規制緩和などの優遇財政措置が含まれることが多く、特定の地域で投資を誘致し、イノベーションを促進することを可能にしている。

関西では、特定の地域を国家戦略特区に指定することで、経済活動を活性化するための財政措置を、地域ごとでより積極的に試すことができるようになった。これは、バイオ医療・再生医療産業に対する税制優遇措置も含まれる。関西地域の国家戦略特区内に所在する対象の医療関連・バイオテクノロジー企業は、法人税率の軽減に加え、金融支援や利子補給などの恩恵を受けることができる。⁶⁷

近年では、デジタル・トランスフォーメーション、グリーン成長、パンデミック後の復興など、国の優先政策を支援する財政措置が適応されている。これらの国家目標を推進する地方の取り組みを支援するため、1,000億円に相当する、ターゲット型の補助金制度と共同資金調達メカニズムが創設された。2025年、石破新政権はこの地方創生交付金を倍増する方針を示した。

こうした変化はあるものの、制度全体としては、地方の裁量と中央の監督との間の複雑なバランスによって特徴付けられている。そのため、日本の財政分権モデルの持続可能性と有効性についての議論が続いている。

大阪府と大阪市の財政プロフィール

大阪府

人口880万人の大阪府は、2023年度の一般会計歳入総額を3.26兆円と報告している。主な歳入構成は図13の通りである。府税財源の内訳は、法人住民税34.3%、地方消費税29.6%、個人住民税22.1%となっている。歳出総額は3.23兆円に達し、補助金・交付金⁶⁸ (35.4%)、人件費 (20.6%)、地方債関連支出 (19%) に充てられた。

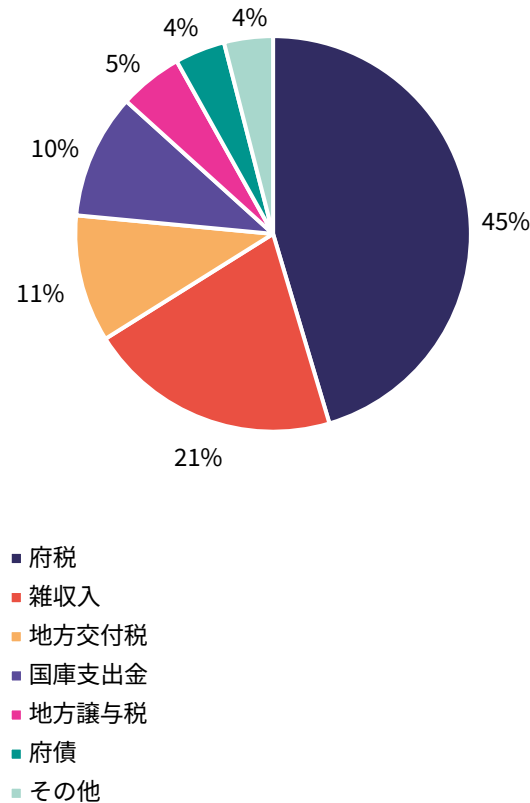


図15:大阪府一般会計歳入(令和5年度)⁶⁹

あるインタビュー対象者は、日本では都道府県への権限委譲が進んでいるにもかかわらず、政策権限とともに財政権限も委譲された範囲は限定的であると指摘した。

「地方分権の目的は規制緩和であり、中央政府から財源を得ようとするのではない。」(Int-120S)

大阪市

人口280万人の政令指定都市である大阪市の2023年の一般会計収入は1.98兆円である(大阪市の主な歳入構成は図14を参照)。2022年の市税の内訳は、個人住民税が2,221億円、法人住民税が1,103億円、固定資産税・都市計画税が3,757億円となっている。

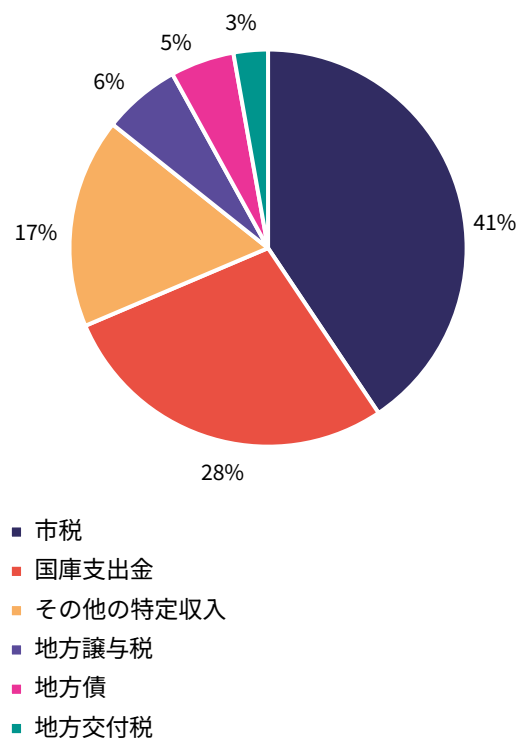


図16: 大阪市一般会計歳入(令和5年度)⁷⁰

注: 地方交付税には、交付税だけでなく、臨時財政対策債を含む。

支出総額は1.96兆円で、社会扶助(福祉プログラム)(32.9%)、政策プログラム費(16.9%)、人件費(14.3%)、地方債関連支出(12.3%)、設備投資(公立大学、博物館)(11.8%)に配分された。

あるインタビュー対象者によれば、2000年の地方分権一括法以来、大阪市のような市町村は、都道府県と同様に権限移譲の恩恵を受けているが、財政権限の移譲は少ない。

「権限移譲は達成されたが、中央政府から地方政府への財政移譲はあまり達成されていない。つまり、中央政府が依然として財政的な権力を握っているのです。」(Int-10S)

大阪市は、英国の自治体よりも明らかに大きな地方財政力を有しているが、それでも歳入の70%近く(地方交付税と国庫支出金)を国に依存している。

大阪府・市の財政自治と持続可能性

一般財源比率とは、地方税や地方譲与税、地方交付税など、地方自治体が自らの裁量で使える歳入の割合を指す。2023年度の一般財源比率は、大阪府が61%、大阪市が49.2%となっている⁷¹。これらの数値は、府と市の財政自治が比較的高い水準にあり、国の財政支出に左右されずに独自の政策を実施できることを示している。

財政力の比較では、大阪市はその強固な独立財源基盤が際立っている。市税収入の比率は全国平均が31%なのに対して、大阪市は40.5%と大きく上回っており、他の自治体に比べて財政の自立度が高いことを示している。

大阪市の財政が健全であることは、総務省が公表している健全化判断比率でも確認できる。大阪市の一般会計と連結決算はともに黒字である。さらに、大阪市の実質公債費比率は2.7%で、警戒基準の25%を大きく下回っている。将来負担比率も5.3%と低く、国の基準値である400%をはるかに下回っている⁷²。これらの指標は、

大阪市の健全な財政状態と自主的な財政運営能力を明確に示している。

日本の財政分権が大阪と関西地域にもたらすもの

日本の地方財政制度の主な強みは、地方自治体が社会経済の変化や地域のニーズに迅速に対応できるよう、柔軟性と自主性を地方自治体に提供していることにある。インタビュー対象者は、人口増加に伴う新しい住宅や学校の整備を通じて、地方交付税が地域ニーズに対応できる重要な役割を果たしていると強調した。あるインタビュー対象者は、地方交付税が地域固有のニーズに柔軟に対応できることを指摘し、次のように主張した。

地方交付税には何の制約もない。この(資金の)使い方は自由だ。」(Int-70S)

日本の財政分権モデルは、地方自治体に強力な独立した歳入基盤を提供し、国の資金に大きく依存することなく、大型プロジェクトに着手して長期的な投資を行う能力を有する。大阪府と大阪市は、そこから生み出される多額の歳入を、2025年大阪万博や統合型リゾート(IR)開発などの大型プロジェクトへの投資に充てている。国は2025年万博に1兆6470億円を拠出し、大阪府と大阪市は1兆3480億円以上を負担する見込みである⁷³。

日本の地方財政制度の主な特徴は、市町村間の税率格差が極めて小さく、かつ地方交付税交付金制度が整備されているため、地域間の財政の均等化が可能であることである。これにより、個人間や地域間の不平等を最小限に抑えられ、日本全国の市町村や都道府県が、その歳入能力にかかわらず、標準的な水準の公共サービスを提供することが可能となっている。

しかし、この制度にはいくつかの弱点とリスクもある。最大の懸念は、財政能力における地域間格差の拡大である。例えば関西地域では、大阪府のような裕福な地域は地方税により多くの財源を蓄えることができるが、和歌山県や奈良県のような地方は地方交付

税への依存度が高い⁷⁴。地方自治体の財政力を示す指標としてよく使われる地方財政力指数によれば、大阪府はB1グループ、奈良県はCグループ、和歌山県はDグループに分類される⁷⁵。

またこの制度は、潜在的な成長に制約を生み出し、地域経済の成功を意図せず阻害する可能性がある」と指摘されている。地方自治体が自主財源を増やすと、地方交付税の割り当ては減少する。この仕組みは、財政の公平性を促進するためではあるが、とくに財政状況の改善に努めている地域では、経済発展の努力を不用意に阻害する可能性がある。日本の事例研究によると、地方自治体が地方交付税を受け取り始めると、翌年度に商工活動（地域経済発展の促進を目的とした活動など）への支出を減らす傾向があることが明らかにされている。このように現行の地方交付税制度は、地方自治体が経済活性化政策を推進するインセンティブを歪める可能性がある⁷⁶。地方自治体の行動のゆがみを是正するための制度改革が効果的でないことが証明され、さらなる改革努力が妨げられる可能性がある」と主張する研究もある⁷⁷。

2024年度には、83自治体（全自治体の4.7%）が、財政力の強化により地方交付税の不交付団体となった（総務省、2024年）。特筆すべきは、大阪府が2028年までに地方交付税の不交付団体となる目標を掲げており⁷⁸、これは同市の財政独立性が高まり、財政基盤が強固になっていることを反映している。こうした地方交付税の枠組みに関する矛盾は、公平性を確保して、経済成長と財政規律の維持に向けて、継続的に見直し改革する必要性を強調している。

現在日本では、法人所得に対する地方税、特に都道府県が課税する法人事業税が、地域間の財政格差を助長していると批判されている。これは企業活動が東京などの大都市圏に集中していることで、地方税収が大都市圏に偏って蓄積される傾向があり、地域間の格差を拡大させていることによる。

こうした懸念に対応するため、日本政府は2018年に地方税制改革を実施し、都道府県内総生産の分布に比して税収が大都市に集中する、という構造的な問題に対処することを目指した。この改革はまた、地域間の社会経済構造や財政能力のより広範な変化を反映することも意図していた。この改革の一環として、地方事業税の約30%が国税に組み替えられ、人口規模に応じて地方自治体に再配分されることになった。この改革は、都市部と農村部のより相互協力的で持続可能な関係を構築するという政策目標を反映したものである。

ウェスト・ミッドランズ

ウェスト・ミッドランズにおける地方分権財政の変遷（2015～2025年）

ウェスト・ミッドランズの地方分権を支える財政状況は、過去10年間で著しく変化した。2015年の「地方分権協定」を起点に、2023年の「トレイルブレイザー地方分権協定」を通じて大幅に拡大され、2024年の「イングランド地方分権白書」と2025年のウェスト・ミッドランズにおける統合交付金制度の適用によって再編成されたこれらの合意は、財政管理を英国中央政府から地方・地域機構へと徐々にシフトさせてきた。

2015年の地方分権により、ウェスト・ミッドランズ合同行政機構（WMCA）が設立され、30年間で年間3,650万ポンドの投資基金が創設された。この基金は、定期的な経済効果に応じて交付された⁷⁹。この基金はインフラ、交通、経済成長プロジェクトに資金を提供するもので、長期的な地域投資への戦略的転換を意味する。さらに、この協定により、成人教育予算の管理権限が移譲され、交通整備資金が統合され、住宅補助金と市街地再生補助金の地方監督権が拡大された。このような進展にもかかわらず、財政的な意思決定は断片的なままであり、自治体は特定の助成金を個別に申請する必要があるため、全体的な財政の柔軟性が制限されている。

2023年、トレイルブレイザー地方分権協定は複数のプロジェクト別補助金に代わる一括配分方式の統合型交付金制度を導入することで、地域財政の自主性をさらに強化し⁸⁰、地方の首長は支出決定権を強化し、事業税（Business rate）の増収分を保持するようになり、地方の歳入と経済実績が直結するようになった。また、ウェスト・ミッドランズ広域市長は、自動車重量税（Transport Levy）、インフラ整備の財源確保、投資基金に関する権限も拡大し、地域主導の経済統治へと大きく前進した。

「確かに、統合交付金は大きな前進であり、地方財政の全分野において、現在おそらく唯一の健全と良識の光明である。」
」（Int-13WM）

こうした前進を踏まえ、2024年のイングランド地方分権白書では、イングランド全土でより広範な財政改革が導入された。特に注目すべきは、財源確保の予見可能性を向上させ、長期的な計画を立てやすくするために、毎年の予算配分に代わって、複数年度にまたがる交付金へとシフトすることが確認されたことである⁸¹。2021年の地方成長基金（Local Growth Fund）の廃止に伴い、英国共有繁栄基金（UK Shared Prosperity Fund）と地域格差是正基金（Levelling Up Fund）が既に設立されていたが、白書は、プロセスを簡素化し、行政の複雑さを軽減するため、資金調達メカニズムの継続的な統合を支持した。さらに、事業税引き上げの柔軟性の強化や、インフラ投資のための借入枠の拡大など、地方当局に財政権限の拡大を認めた。

2025/26年度地方財政対策では、財政の枠組みがさらに改善され、基礎支出権限が6.8%増加し、地方自治体収入の55%を地方税が占めることになった⁸²。バーミンガム（BCC）は、歳出が収入を上回ると警告する「114条通知」（Section 114 notice）によって強い財政圧力を受け、5%の追加的なカウンシル税（住民税）の柔軟性の許可を受け、その基準を9.99%に引き上げた⁸³。この地方自治の強化は、サ

ービス提供の安定化を目的とするものであるが、同時に住民に大きな財政負担を強いるものでもある。一方、WMCAは、事業税率100%保持の試行の恩恵を受け続け、財政の安定を強化した。

こうした動きは、地域の実質的な権限強化（表1参照）の機会をもたらすが、内在的な財政リスクを伴う。自治権の拡大は、財政的な成功が効果的な歳入管理と経済成長にかかっていることを意味し、地域経済の強弱間の格差を浮き彫りにする。こうした課題を克服し、効率的な資源配分を確保するためには、強固なガバナンスが不可欠である。

表1:分権段階と権限別の財政権限

メカニズム	2015年以前	2015年以降の 契約	2023年以降の 契約	2024年以降の 白書	適用対象
事業税率維持	50%	50%	成長の100%	成長の100%	BCC（標準）、 WMCA（成長パイロット）
借入金（資本金）	✖	✓	✓	✓	両者
教育予算の管理	✖	✓	✓	✓	BCC
市長の財政権限	✖	✖	✓	✓	WMCA
複数年和解	✖	✖	✖	✓	両者
統合交付金	✖	✖	✓	✓	WMCA

出典：英国政府の正式な地方分権協定および財政決済（2015～2025年）より作成。

* BCCは、全国的なスキームの下で、事業税総額の50%を保持する。WMCAは、分権化された試験的取り決めの一環として、基準水準を超える成長の100%を保持する。

資金調達メカニズム：バーミンガム、WMCA、英国政府間の収入と支出

BCC、WMCAと英国中央政府との間の資金関係は、特に2024年イングランド地方分権白書の影響を受け、大きく発展してきた。この改革は、いくつかの重要な仕組みを通じて、財政の流れを合理化し、地方の意思決定に権限を与えようとしている。

- ・ 中央政府からの補助金：歴史的に支配的であったこれらの補助金は減少し、地方の歳入創出に重点が移っている
- ・ 事業税の保持：地方自治体が成長を維持できるようにし、経済拡大のインセンティブを与える
- ・ カウンシル税と首長加算税：主要な地方財源であり、財政難の自治体にはさらに柔軟性がある
- ・ 複数年度交付金：長期計画を可能にし、年間予算への依存を減らすために導入された
- ・ 特別支援交付金：BCCのような財政難の自治体を対象とした6億ポンドの回復交付金を含む⁸⁴

地方自治体の歳入は、主にカウンシル税と事業税の保持分で構成され、それぞれ自治体収入の約50%と27%を占める⁸⁵。2017年以降、WMCAは、2023年から10年間の協定により、毎年約4,500万ポンドに相当する事業税率上昇分を100%留保している⁸⁶。

「予算には大きな金額が計上されていますが、その多くはすでに割り当てられています。法定業務を考えると、残された裁量は非常に小さい。過去10年から20年の間に、政府は一般的な交付金から、特定目的の制限のある交付金へと移行してきました。」(Int-15WM)

地方分権協定では、交通、警察、消防など地域に不可欠なサービスの財源を確保するため、地方税の一形態である首長加算税を導入する選択肢が各地域に与えられた。2018年のグレーター・マンチェスターを皮切りに、いくつかの合同行政機構が安定財源確保のためにこの方法を採用した。しかし、ウェスト・ミッドランズ広域市長は、すでに物価上昇に直面している住民に財政的な圧力を加えることを懸念し、首長加算税の導入を見送った。

その代わりに、この地域は構成自治体が毎年支払う交通課徴金などの代替財源に依存することを選択した。2025/26年度において、WMCAは前年度比3%増の1億2,290万ポンドの交通課徴金を提案している⁸⁷。この賦課金は、ウェスト・ミッドランズ交通局の運営とインフラ・プロジェクトを支える重要な役割を担っている。さらに、スミスフィールド・バーミンガム開発のような大規模プロジェクトは、WMCAの投資資金、民間セクターの拠出金、政府補助金など多様な資金源を組み合わせたアプローチを採用しており、地域資金調達の多様化を反映している。

予想される公正な資金調達の見直しの更新は、BCCとWMCA双方の財政見直しに大きな影響を与えると予想される。地域のニーズとリソースの新たな評価に基づいて中央政府の資金を再配分するように設計されており、改訂された資金算定式は、中核的な交付金の大幅な再配分につながる可能性がある。人口動態や経済状況が大きく変化しているにもかかわらず、現行の財源算定式は2013/14年度以降、包括的な更新が行われていない⁸⁸。

当初2016年に開始された公正な資金配分見直しは、繰り返し延期されてきたが、2026/27年度から実施される見込みであり、事業税の基準値の見直しが行われる可能性がある⁸⁹。深刻な貧

困と複雑なサービス需要が、長年その予算を圧迫してきた。BCCにとって、この見直しは資金減少のリスクと、社会経済的ニーズとの整合性を高める機会の両方をもたらす。WMCAにとって、その影響はより間接的ではあるが、同様に重要である。合同行政機構は、主に事業税率維持と地方交付税交付金に依存しているが、構成自治体の基本的な財源が変更されれば、共有課徴金やマッチングファンディング、地域インフラへの共同出資に貢献する能力に影響を与える可能性がある。

もし改訂された算定式が、固定化されているニーズよりも経済的潜在力を優先させるものであれば、格差を悪化させ、地域平準化の努力を台無しにしかねない。したがって、BCCとWMCAの両者は、見直しの結果に応じて財政計画の枠組みを適応させる必要がある。

地域ガバナンスと財務管理におけるバーミンガムの役割

WMCA最大の自治体として、バーミンガムは地域のガバナンスと財政に大きな影響を与えている。バーミンガムは、WMCAへの加盟料（年間25万ポンド）、自動車重量税、地域インフラへの戦略的投資を通じて、WMCAを財政的に支援している。例えば、バーミンガムは、ウェスト・ミッドランズ・メトロやスプリント・バス高速輸送システムなどの主要プロジェクトに特に資金を提供し、2017/18年度だけで1億2,150万ポンドを拠出している⁹⁰。

市は、インフラストラクチャー、住宅、技能開発のための分権資金の恩恵を受けてきた。80億ポンドの資本投資プログラムは、当初の地方分権化協定の一部であり、71,000人の雇用と110万平方メートルの商業スペースを創出することを目的としたバーミンガム・シティ・エンタープライズ・ゾーンなどの主要プロジェクトに資金を提供している⁹¹。また、6,000万ポンドのウェンズベリーからブライリー・ヒルまでの路面電車延伸を含む主要交通機関のプロジェクトも、地域の接続性と経済成長に貢献してきた⁹²。

BCCの財政的安定性はますます窮迫しており、同一賃金請求判決に起因する7億6,000万ポンドの負債や、ITシステム障害によって、2023年9月に114条通知が発動された⁹³。こうした圧力は、この都市特有の人口統計学的要因によってさらに強まっている。ある地元関係者はこう強調する。

「バーミンガムは英国で最も若い都市です。支援を必要とする若者の割合が高く、また、保護者のいない難民申請の子どもたちを多く抱えており、教育を通して支援する必要があります。これらの責任は、私たちの年間予算を大幅に圧迫しています。」(Int-14WM)

こうした深刻な財政需要を軽減するため、英国政府は2024年に特例財政支援(EFS)を承認し、バーミンガムは最大12億5,000万ポンドの借入れができるようになった⁹⁴。しかし、この多額の借入枠には、強制的な予算削減、資産売却、外部からの財政監視を含む厳しい条件が付されており、財政責任の増大を慎重に管理することが市にさらなるプレッシャーとなっている。

2024年地方分権白書に基づく新たな財政権限は、BCCにより大きな財政自治の可能性を提供する。しかし、このような機会を十分に活用するには大きな制約がある。別のインタビュー対象者によると、次のように述べている。

「分権化された権限を使うのに制約があるのは、必ずしも法的な権限が不足しているからではなく、それを実行するリソースが不足しているからだ。パートナーシップの形成や投資の活用に積極的に取り組むよりも、法律で定められた最低限のことをせざるを得ないのです。」(Int-13WM)

この限界は、権限委譲された財政の複雑さを浮き彫りにしている。分権化された財政では、増加する責任と既存の財政的・運営上の制約とのバランスを適切に取る必要がある。

経済の安定と成長の可能性がある一方で、継続的な財政負債、強制的な資産売却、地方自治体税への依存が地方自治体のリソースを圧迫する可能性がある。2026/27年度に予定されている将来的な改革により、バーミンガムの財政構造はさらに変化する可能性がある。特に、事業税率維持制度のリセットや、地域のニーズ評価に基づく新たな財政方式が導入される可能性がある。

表2:地方自治体と地方分権の枠組みにおける資本借入権限

特徴		BCC		WMCA
借入は可能か?	✓	可能、資本借入のみ	✓	可能、資本プロジェクトのみ
借入の目的		資本支出(インフラ、住宅など)		戦略的資本プロジェクト(交通、地域開発など)
経常支出に対する借入は許可されるか?	✗	通常可能ではない(EFS下のみ)	✗	通常可能ではない
財務省の承認が必要か?	✓	経常支出に対する借入(EFS)または多額の借入の場合	✓	財務省との交渉による総借入額の上限を超える場合
地方分権の下で拡張された?	✗	直接的なものではない	✓	はい。トレイルブレイザー協定およびホワイトペーパー協定の下で拡張された。
首長の権限と連動しているか?		連動していない	✓	首長に権限委譲された機能については連動している
ガバナンスの枠組み		2003年地方自治法、ブルデンシャル・コード		地方分権合意、財務省承認の借入上限額

出典:2003年地方自治法、CIPFAブルデンシャル・コード、地方分権合意(Trailblazer 2023、White Paper 2024)を用いて作成。

借入能力のこうした制度上の違いは、財政移譲の現実的な意味を示している。WMCAがより広範な戦略的資金調達手段を享受しているのに対し、BCCの借入は制約があり、厳しく規制されている。上記の表2は、これらの対照的な違いを詳細に説明したものである。

表3は、これらの、その他の権限委譲型財政モデルの特徴を持つ広範な示唆をまとめたもので、この発展的な資金調達の枠組みの長所と潜在的なリスクの両方を浮き彫りにしている。

表3:権限委譲された資金調達メカニズムの長所と短所

強み	弱点
自治権の拡大:地方自治体の財政管理が強化され、地域独自の政策立案が可能になる。	市税への依存:地方税への依存を高めることは、財政難の地域の住民に過度の負担を強いる危険性がある。
経済成長の促進:事業税率維持は、ビジネス促進政策のインセンティブとなる。	不均等な経済発展:事業活動の低い地域は、リテンション・モデルの下では苦戦を強いられ、格差が拡大する。
財政の安定:複数年度交付金は、予算の不確実性を減らし、長期的な投資を可能にする。	短期的なリスク・エクスポージャー:財政責任を強化することで、地方歳入の見込みが達成されない場合、予算が不足するリスクが高まる。
再分配的支援:的を絞った交付金により、財政的弱体な協議会の安定を図る。	条件付きの支援メカニズム:緊急支援金(BCCに対する特例財政支援(EFS)など)には厳しい要件が付され、現地の意思決定が制限される。

英国の地方分権財政モデルは、地方の歳入創出、企業主導の経済成長、財政の自律性を重視し、自立した地方財政構造へと進化している。しかし、財政難にあえぐ自治体の財政リスク、地方税への依存、地域間の経済格差は、依然として重要な課題である。ウェスト・ミッドランズの事例は、マルチレベルの財政調整におけるベストプラクティスを浮き彫りにし、国際的なガバナンス・モデルに適用可能な洞察を提供している。

主な洞察

日本からイングランドへの教訓

- 再分配モデルは、人口増加を含む人口ニーズの変化に効果的に対応するためのリソースを地方が確保できるようにする上で重要である。
- 財政分権は、地方政府に強力に独立した歳入基盤を提供することができる。これによって、大規模な都市開発や社会サービスの提供を支える高い自立性と財政能力を発展させることができる。
- 再分配モデルは、地域経済の努力を意図せず阻害する可能性があり、財政の均等化と成長インセンティブのバランスをとることが課題である。
- 開発の阻害要因を回避し、規模や貧富の差にかかわらず、すべての地方自治体が住民に必要なサービスを提供できるようにするためには、配分システムの調整とともに、収入源と集中度を継続的に監視することが必要である。

イギリスから日本への教訓

- ウェスト・ミッドランズの事業税率保持モデルは、日本が経済特区や地域税制優遇措置に重点を置いていることと一致している⁹⁵
- 英国の複数年財政計画への移行は、日本の年次予算サイクルとは対照的である。都道府県や市町村に対してより長期的な資金決済を実施することで、財政の予測可能性を高め、特に縮小傾向にある地方におけるインフラ事業を支援することができる可能性がある。
- WMCAの自動車重量税制度は、構成自治体が資金を拠出するもので、日本の地域交通の資金調達モデルとなるものである。大阪や福岡のような都市は、国の補助金に過度に依存することなく、地下鉄や鉄道のインフラを改善するために同様の資金調達メカニズムを採用することができる可能性がある。
- 日本は、特に高齢化が進む地方の地方自治体の債務危機に苦しんできた。経営難に陥った地方自治体に条件付融資を提供する英国の特例財政支援モデルは、日本の地方自治体財政安定化政策に適応させることができ、地方自治体の回復を促しながら監視することができる。
- 英国では、英国共有繁栄基金 (UK Shared Prosperity Fund) や地域格差是正基金 (UK Levelling Up Fund) のような統合基金 (Consolidated Fund) にシフトしており、従来分散していた補助金制度が簡素化されている。同様のアプローチを採用することで、日本の複雑な補助金制度を合理化し、行政の効率性を高め、自治体に地域経済対策の柔軟性を高めることが出来る。

第4章：モニタリングと評価



しっかりとしたモニタリングと評価を行うことで、説明責任を果たし、継続的な学習を促進し、単なるアウトプットではなくアウトカム（成果）を追跡することで政策の有効性を向上させる。

本章では、ウェスト・ミッドランズと大阪府におけるモニタリングと評価の実践を検証し、それらがいかんしてエビデンスに基づく意思決定、学習、適応的な政策立案を支えているかを探る。また、それぞれの地域における地方監査の役割についても考察する。

ウェスト・ミッドランズ

モニタリングと評価に対する英国の全国的アプローチ

英国におけるモニタリングとは、正式な報告書の作成や証拠収集を通じて、計画された目標に対する進捗状況を追跡することである。モニタリングは、支出やアウトプットが成功裏に提供され、マイルストーンが達成されていることを確認すると同時に、評価のための貴重な証拠を提供することを目的としている⁹⁶。

政府における評価に関するガイダンスは、『マゼンタブック（Magenta Book）』があり、評価のスコーピング（調査範囲の設定）、設計、実施、活用および情報発信の方法を概説している。また、政府の評価担当者に求められる能力についてもまとめられている。評価とは、「介入の設計、実施、成果の体系的な評価」と定義されている⁹⁷。

英国では、国が地方自治体や合同行政機構の補助金受給者に対して、政策介入の実施と進捗状況を追跡し、政府に報告するためのモニタリングと評価活動を実施するよう求めることが多い。これは、地方自治体や合同行政機構が中央政府からの財源に依存していることを反映している。また、評価への取り組みが、地域レベルではなく、国レベルから来ていることも示している。中央政府の財政援助は、一般的に、すべての地方自治体が従うべき標準的なモニタリングと評価のアプローチを伴う（ただし、具体的な手法は、省庁やプログラムによって異なる場合が多い）。

以下の図17は、財務省、住宅・コミュニティ・地方自治省、運輸省が資金を拠出した大規模なプログラムにおいて、モニタリングと評価がどのように実施されたかの一例を示している。



英国政府の地域格差是正基金 (LUF) 第2ラウンドでは、交通、都市再生、文化への投資といった重点分野への支援を目的に、採択されたプロジェクトに対して全国で21億ポンドが配分された。このラウンドの公募要領と総額48億ポンドの基金全体の枠組みにおいて、明確なモニタリングおよび評価戦略が示されていた。

主なモニタリング項目は以下のとおりである：

次の点で、各地はどのような成果を上げているか：

- a) 実施計画に対する進捗状況
- b) 計画された支出に対する実際の支出状況
- c) 合意されたアウトプットの実施状況
- d) リスクの特定およびその軽減策の実施
- e) 課題および機会の把握状況。

以下の質問は、モニタリング情報によって部分的に答えられるが、プロセス評価を通じてさらに検討される：

- ・ 実施段階にある地域には、どのような支援が必要か？
- ・ 施策の実施において、順調に進捗している点と、今後見直しが必要な点はどこか？
- ・ プログラム期間中に、共有可能な実施上の教訓は何か？？

LUFの受給者は、四半期ごとおよび半年ごとにモニタリング・データを提供する責任を追っている。また、介入策の仕組みやその機能の仕方を示す変化理論 (theory of change) を含めた、モニタリングおよび評価の計画を策定することが求められていた。

インタビュー対象者は、イングランドにおける評価の実施について振り返り、モニタリングと評価の枠組みは中央政府によって策定されるが、プロジェクトに対する資金拠出が短期的であるため、実施される評価は「断片的」なものになりかねないと指摘した。したがって、モニタリングおよび評価における「理論」と「実践」には乖離が存在する可能性がある。あるインタビュー対象者は次のように述べている。

「資金調達のスピードが速く、人々が競争のサイクルに巻き込まれているため、実際に評価もモニタリングも実際には行われることはないということだ。」(Int-1WM)

地方自治体のリソースが限られている中で、自治体は常に、新たな補助金を競争的に申請し続ける必要があるためである。また、中央政府も常に政策立案や介入をしなければならないため、評価を行うための十分な能力を持ち合わせていないと指摘した。

「中央政府は、過剰に設計された競争的な制度を通じて資金を獲得することに精一杯で、ここ10～15年の間にアクセシブルな評価はほとんど存在しない。」(Int-3WM)

図17: 地域格差是正基金・第2ラウンドの受給者に対するモニタリング・評価要件の詳細⁹⁸

評価が実施される場合、達成された成果をよりよく理解することがさらに大きな価値を持つ可能性が高いにもかかわらず、何人かのインタビュアーは、しばしばアウトプットに焦点が当てられていると主張した。

「多くの基金では、モニタリングと評価はアウトプットに重点が置かれている。就労支援プログラムであれば、何人の人を支援したか、その人たちがどのような資格を取得したか、という点に着目する。つまり、資格取得を支援した人たちは、より良い仕事に就けたのか？キャリアアップのための自信を得たか？ということなのです。」(Int-5WM)

CIPFAによる分析では、レベリングアップ政策の評価に必要な「強固なデータ収集と評価の枠組み」の欠如が指摘されている。これは、ボリス・ジョンソン保守党政権が2019年に打ち出し、リシ・スナク政権においても継続された主要政策であり、英国全体の空間的な経済格差の是正を目的としたものである。報告書では、現・労働党政権に対し、今後の地域成長プログラムを適切にモニタリングするために、より厳格なデータ収集と評価システムを導入するよう求めている。⁹⁹

地域におけるモニタリングと評価のアプローチ

ウェスト・ミッドランズのモニタリングおよび評価に焦点を当てることで、全国的な状況と異なるいくつかの特徴が明らかとなり、この地域独自の手法から学ぶ機会が得られる。ウェスト・ミッドランズでは、モニタリングおよび評価の手法は比較的高度に整備されている。さらに、2024年にウェストミンスター（政府）と合意した統合交付金は、地域全体における能力とプロセスをさらなる発展に資する可能性を有している。

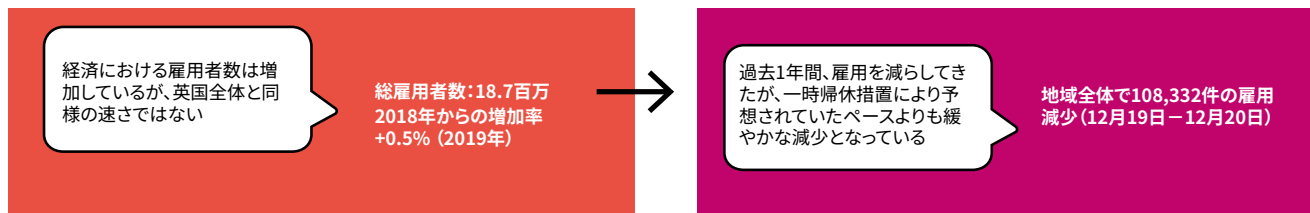
ウェスト・ミッドランズ合同行政機構（WMCA）は、「地域の現状」に関する年次報告書を作成し、進捗状況のモニタリングと評価を行っている。この報告書では、ウェスト・ミッドランズの経済発展の概要を提示するとともに、政策介入が所期の成果を上げているかを確

認するうえで、データの重要性が認識されている。この報告書の以前のバージョンでは、業績管理の枠組みが含まれていた。

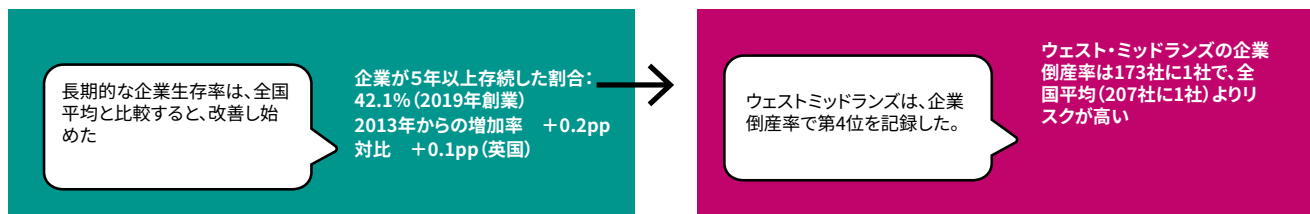
「私たちに、成功とは何かについて明確な指標がありました（中略）私たちはそれを毎年更新し、介入策が正しい方向に進んでいるかどうかを人々が確認できるようにしました（中略）。それは多くの目標に対して非常にシンプルなRAG（赤・黄・緑）評価表を用いていました。」(Int-9WM)

図18は、主要指標に対する進捗状況を前年度と比較したものである。緑色は改善が見られ、かつ全国平均を上回る業績を示しており、黄色は改善はなされているものの全国平均を下回っていることを示し、赤色は業績が低下していることを示している。

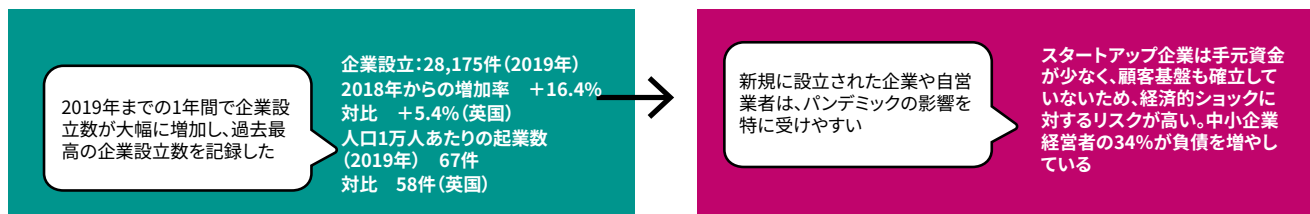
1. 経済における総雇用者数



2. 企業生存率



3. スタートアップ企業数



WMCAは現在、ウェスト・ミッドランズ・アウトカム・フレームワークを策定するため、中央政府と協力している。このフレームワークには、8つの異なるテーマにわたる24の主要指標が含まれており、これに対する進捗が測定される。¹⁰¹

課題

アウトカムフレームワークの構築に向けた取り組みが進められているものの、フレームワークが何を分析すべきかについて、十分な議論がなされていないという懸念がある。あるインタビュー対象者によれば、2024年のインタビュー時に利用されていた指標群については「不整合でランダムに見える」と評している (Int-9WM)。また、アウトカムフレームワークの在り方をめぐり、全国的に標準化すべきかどうか、そしてそれが地方分権の理念と整合するのか、といった本質的な問いも存在している。

「政府としては、おそらく同じ枠組みを全国展開したいと考えるだろう。その方が管理が容易になるからだ。しかし、それは地方分権の理念に反する。あなたは、自分の地域で提供したい事柄や、あなたが考える『望ましい状態』を主張しているのに対して、ヨークシャーとあなたの地域では意味が異なる。しかし、世の中に存在する指標やアウトカムの種類には限りがある。」(Int-6WM)

インタビュー対象者によれば、当該地域の合同行政機構および構成自治体ともに、モニタリングおよび評価のための包括的なプロセスを欠いているとの指摘がなされており、このことは、アウトカムフレームワークの設計や、より広範な評価・モニタリング戦略の実施にインパクトを与える可能性がある。

図18:2021年「ウェスト・ミッドランズ地域の現状」報告書の抜粋¹⁰⁰

「アウトカムフレームワークについて本来の論理構造に沿って設計しようとするれば、資金の出所、その使途、アウトプット、インパクトといった一連のロジックの軌跡をたどることになる。しかし、その全体像を把握している者は合同行政機構には存在しない。地方自治体も同様です。こうしたプロセスを整備する必要がある。」(Int-6WM)

地方自治体は実績のモニタリングについては経験豊富であるが、評価に関する知見や専門性については、近年の財政的制約の中で大きく失われてきた。また、2024年には3つのLEPが閉鎖され、2025年にはミッドランズ・エンジン・オブザーバトリー（ウェスト・ミッドランズとイースト・ミッドランズを管轄）が解散するため、この地域全体の評価力にも影響が生じている。

さらに、地方自治体の資金調達のサイクルも、プログラムから学ぶ能力を向上する妨げとなっている。自治体は常にプレッシャーにさらされ、「消火型の対応（物事が起きてから事後的に対応すること）」に追われるなかで、戦略的な思考や本質的な課題に向き合う時間を確保することが困難になっている。

「地方自治体の現場では、問題がなぜ起きたのかを体系的に振り返り、そこから学ぼうとする時間をほとんど取れていないと思う。」(Int-14WM)

CIPFAや地方自治協会（LGA）などの機関が知識を集積し、関係者を結びつける役割を担っている一方で、あるインタビュー対象者は、そもそも幹部層が内省する時間を確保できるのかという問いを投げかけた。

「私たちは皆、戦略的思考を勤務時間外に行っているのが現状だ。だから、それをどう変えるか、どうやって一緒に考えていくかが課題だ。」(Int-14WM)

ウェスト・ミッドランズは、地方自治体の評価実施能力の問題に対応するため、様々な戦略を採用してきた。地方自治体も合同行政機構も、外部機関に評価を委託することで、さらなる補助金を申請するための組織的能力を維持しながら、適切な評価を実施しているという実績がある。ただしこれは、プログラムの評価に必要な予算が確保されていることが前提である。WMCAがバーミンガム大学の雇用研究所（Institute for Employment Studies）とCity-REDIに対し、「Connecting Communities」雇用支援プログラムの3年間のプロセスおよびインパクトの評価を委託した例がある。¹⁰²

特にウェスト・ミッドランズの自治体が直面しているプレッシャーやキャパシティの問題だけでなく、より広範な課題もある。多くの自治体は、自らの戦略や枠組みにおけるデータの重要性を認識しているが、外部機関からのデータへのアクセスは困難であるという課題に直面している。組織間のデータ共有を支援するプロセスの構築は、効果的なモニタリングの実現に向けて極めて重要である。

強み

WMCAは現在、アウトカムフレームワークの下でのさらなる地方分権を実現するために、説明責任を果たす手段として強力なモニタリングおよび評価の活用に注力している。中央政府としては資金の分権化を進める一方で、それが適切に使われていることを確認したいと考えている。

「政府が果たしてきた説明責任の役割を果たすためには、モニタリングと評価が必要だ。アウトカムフレームワークは、『何に使用しても良いが、この種の成果は達成しなければならない』と言っている。」(Int-4WM)

強力なモニタリングおよび評価のプロセスを構築し、分権化された資金のインパクトを実証することは、今後さらなる権限委譲を求めるうえで、地方自治体の主張を強化する材料となり得る。

モニタリングおよび評価は、中央政府が地方自治体や合同行政機構の事業実施状況を確認するための手段として機能するが、地域の関係者は、それをモニタリングと評価を学習支援ツールとして活用する意義も認識している。

「政策決定サイクルに、モニタリング・評価機能を取り込むにはどうすればよいのか？」「政策を評価し、そこから結論を導き出し、戦略にフィードバックし、仮説を立て、再びそのループを回すのか？」(Int-4WM)

WMCAの戦略チームは、モニタリングの活用を組織全体の学習の場として発展させようとしているが、その実現のためにはさらなる資金を確保する必要がある。

ウェスト・ミッドランズでは、地方自治体全体でモニタリングおよび評価の能力の向上を目指す動きが存在しており、地元の大学を含む関係者が、職員のデータ活用能力を高めようと支援している点は、前向きな傾向である。

「私たちは、そのデータを今後の政策形成やプログラム形成に活用し、またプログラムの成果を測定するためのデータを収集・整理できるようにする必要がある。」(Int-5WM)

このことは、地方自治体職員にデータ活用に関する自信と能力を付与する重要性を示している。これには、どのような種類のデータを収集すべきかを理解させるとともに、そのデータを実際に活用できるようにすることが含まれる。WMCAは、統合交付金を通じて、裁量的資金を活用し、モニタリングおよび評価の能力の強化を支援する体制を構築しつつある。

モニタリングと評価は、ウェスト・ミッドランズの地方自治体や合同行政機構にとって有用なツールであるが、構成自治体である都市や町の多様なニーズは、地域のニーズとのバランスがとれていなければならない。定量的な成果に基づくモニタリングでは、インパクトを適切に評価するために定性的な側面が必要である。

「より多くの地元住民や地元企業の声を聞く必要がある。そうすることで、地方分権がどのような影響をもたらしているのか、より立体的な理解が得られる。」(Int-5WM)

アウトカムフレームワークの策定にあたっては、多様なパートナーを巻き込むことにより、評価に関するコンセンサスを形成することが、地域にとって重要である。協力的なアプローチをとることで、評価プロセスが包括的なものとなり、すべてのステークホルダーの視点やニーズを反映したものとなる。

監査

公共財務管理(PFM)とは、公共サービスの目標を効率的かつ効果的に達成するために、財源を見込み、指揮し、統制するためのシステムである。PFMの主な構成要素は図19に示されている。公共財務の効果的な管理は、地域間格差の是正にとって極めて重要である。共通の国際基準(説明責任、監査、教育など)や慣行が採用されることで、公共サービスの管理者は、共通言語を用いてコスト要因や行動を理解することができる。それにより、情報の集約、解釈、交換が容易になり、透明性の向上につながる。¹⁰³

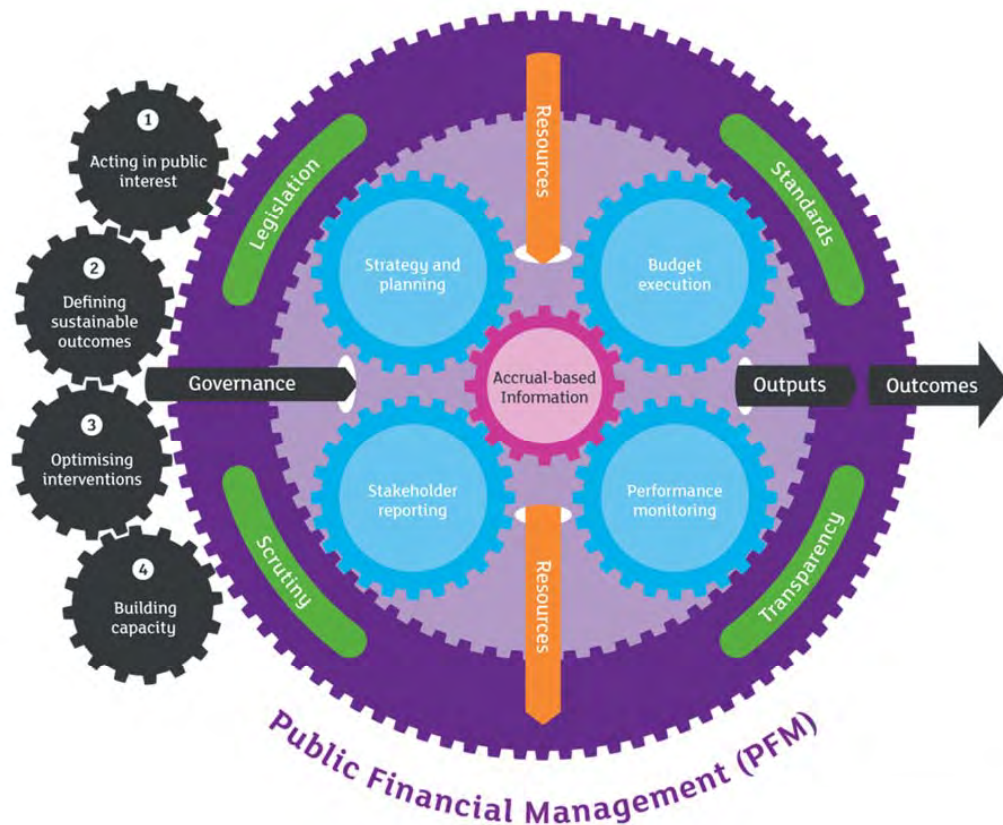


図19: 公共財務管理の構成要素

出典: CIPFA. (n.d.) [Delivering Excellent Public Finance: CIPFA's Whole System Approach to Public Financial Management Volume 1: The Approach](#), p.14.

効果的な地方自治体監査制度は、透明性と説明責任を確保し、自治体に対する信頼を築き、維持するために不可欠である。¹⁰⁴また、正確で信頼できる財務データを当局に提供し、サービスや財政の効果的な計画・管理を支援するものでもある。¹⁰⁵イングランドにおける地方自治体の監査制度は、近年大きな批判にさらされてきたが、2024年後半、政府は制度改革の計画を発表した。

英国監査委員会の廃止後、「地方自治体の監査、改善、規制が空白のまま運営されている」ことが懸念されてきた。有資格監査人の不足、規制強化による業務量の増加、地方自治体の会計の複雑化などが課題となっている。英国の最高監査機関である英国会計検査院 (NAO) は、地方自治体の監査が滞っていることを理由に、政府全体の会計に署名することを拒否した。¹⁰⁶2023年、中央政府によって地方政府事務所 (Office of Local Government) が設立され、地方自治体のパフォーマンスに関する信頼性が高く利用しやすいデータと分析を提供し、その向上を促進する役割を担っていた。しかし、この組織は、最前線のサービスにより効果的にリソースを配分するという新政府のイニシアティブの一環として、2024年に解散された。政府は、職務権限が曖昧で広範なため、「他の機関と機能重複を招く危険性があった」ため、同機関は業務執行に困難が伴うと見なされた。¹⁰⁷これは、監査機関が明確な任務を持つことの重要性を強調している。^{108 109}

2024年、英国労働党政権はイングランドの地方監査制度の見直しに関する協議を開始した。

現在の重要な焦点は、公的資金のバリュー・フォー・マネーを確保することである。2024年予算の一環として、Office for Value for Moneyが発足した。同局は財務省内に設置され、無駄や非効率を排除する方法の特定と評価、省庁横断的な支出におけるリスクの高い分野でのバリュー・フォー・マネーの調査、投資案の精査、過去の教訓や国際的なベストプラクティス、外部からのフィードバックに基づく制度改革のための提言の策定などがその責務とされた。¹¹⁰

大阪府・大阪市

モニタリングと評価に対する国内および地域におけるアプローチ

ウェスト・ミッドランズと比較すると、大阪府、大阪市、そして日本では、モニタリングと評価のシステムはあまり発達していないように見える。日本では、地方自治体が率先して評価活動を実施しており、国の関与は限定的である¹¹¹。

2001年に制定された政府政策評価法に基づき、国による評価は、政府自身のプログラムやプロジェクトに焦点が当てられている。その結果、日本では、国と地方政府を包括する全国的な統合業績測定システムはまだ開発されていない。しかし2000年代に入り、国は地方自治体への法的・財政的関与を強め、新たな公共経営改革が全国の地方自治体に広まるきっかけとなった¹¹²。

業績管理は、日本で採用されている好ましい評価方法である。地方自治体は、より高いレベルにある政府に対する説明責任を維持するため、業績管理データを収集している¹¹³。例えば、関西広域連合と大阪府は、KPI (Key Performance Indicator) に対する進捗状況を監視している。また、大阪府は、小規模都市のイニシアティブの進捗状況を、年1回の視察を通じて監視している。

大阪府・大阪市ともに、各部局・各区（大阪府は21部局、大阪府は24区役所・28部局）の施策の選択と集中の全体像を示す運営方針を策定。その上で、各部局・各区がPDCAサイクルに基づき、施策の成果を自己評価する¹¹⁴。

大阪市においても、重要な経営課題ごとに複数の成果指標が設定されている。各年度終了後、定量評価（成果指標の達成度評価）と自己評価（運営方針全般の定性評価）を行い、今後の方針の策定につなげている。

2011年以降、評価制度にはさまざまな改善が加えられている。

- 局・区レベルの運営方針と市全体の方針・予算編成を統合する評価プロセスの確立
- 戦略（アウトカム）と具体的な取り組み（アウトプット）を統合的に評価し、課題を徹底的に洗い出す。
- 積極的なアプローチ方法を活用し、積極的かつ社内主導のイニシアティブを推進する。
- 情報が市民に明確に伝わるよう、評価資料を改善する。
- 複数のプロセス管理と検査タスクを統合し、管理負担を軽減¹¹⁵

地域研究センターの価値を強調するために、インタビュー対象者は、大阪産業経済研究センターの重要性を強調した。同センターは都道府県レベルで運営されているため、日本ではユニークな存在である。同センターの調査・研究は政策立案や方向性を導き、主に中小企業、一般企業、銀行に恩恵をもたらしている。大阪の地方自治体も、経済動向データを頼りにしている。

同センターが実施した研究のひとつは、大阪産業技術研究所和泉センター（中小企業を支援する技術研究所）における金属3Dプリンターの利用状況を調査したものである。この研究の動機は、大阪における3Dプリンターの存在や利用状況が把握されていないことにあった。同センターは、3Dプリンターを導入している大阪の金属加工企業の割合を把握し、技術者不足の有無を把握するための調査を実施した。調査結果を分析した結果、3Dモデリング技術イノベーションセンターで設計解析ができる設計技術者を育成するセミナーを開催することになった。

図20:大阪産業経済研究センター

課題

日本の地方自治体の行政評価は複雑で、時間とリソースを必要とし、非効率を生むと批判されてきた¹¹⁶。行政評価は地方自治体の職員が直接行っており、アウトソーシングやシェアードサービスはほとんど利用されていない。その代わり、「相互参照」と呼ばれる慣行が一般的に用いられており、地方自治体では、組織レベルでも個人レベルでも、公式・非公式のネットワークを通じて、行政プログラムの実施方法に関する情報を共有している。その結果、評価システムの設計と実施は、多くの地方自治体で類似している傾向がある。

したがって、自治体職員の事務負担は相当なものがある。評価の複雑さと労働集約的な性質が、担当職員の強い業務負担感を助長している。

総務省が2010年に実施した調査によると、全国の地方自治体の半数以上(57%)が行政の効率性向上を課題として捉えていた。2016年の調査では、これが10人中8人(79.5%)まで上昇した¹¹⁷。

行政評価の手法は自治体によって異なるが、主な特徴は自治体の総合計画の評価であり、評価も同様の仕組みで行われることが多い。2024年の総務省調査では、全国の自治体における行政評価の導入率の地域差が浮き彫りになった。47都道府県すべてが行政評価を導入しているが、市町村の導入率は85%、町村の導入率は48%にとどまっている¹¹⁸。

監査

地方自治体の監査委員は、地方自治体の業績に対する監督、透明性、説明責任のシステムを提供し、日本では稀な、地方自治体の債務超過を防止するための重要なメカニズムである¹¹⁹。問題が発生した場合、地方財政法は、協働による解決と責任ある運営のための原則を概説し、公式な債務超過措置の必要性を防いでいる¹²⁰。この制度は、公的説明責任を果たし、公的資金の適切な管理を確保する上で重要である。

日本では、国の独立機関である会計検査院(BoA)が、国の税収の使途を監視する責任を負っている。地方自治体が補助金を財源とする事業を実施する場合、会計検査院はそれらの地方自治体における事業について会計検査を行う。

さらに、すべての地方自治体には監査委員事務局があり、行政機関からも立法機関からも独立して運営されている。任命された監査委員が、財政運営や行政管理が法令に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを調査・評価する。監査結果は公的に公表される。大阪市の行政委員会事務局監査部には25人の常勤職

員がいる。監査委員は経営者1人、弁護士1人、市議会議員2人の計4人が選任されている。監査委員の中には、監査の専門的知識が不足していると指摘されることもあるが、市民の代表である¹²¹。

あるインタビュー対象者によれば、日本では監査の能力や専門性に課題があり、監査チームは監査の専門家ではなく、退職した弁護士や公務員で構成されることが多いとのことである。このコメントは、日本全体の監査人不足に関するより本質的な懸念を反映している¹²²。

さらに、日本には外部監査制度がある。国の一部であり、国税の支出を監督する会計検査院とは異なり、これは地方自治体内の仕組みを指し、地方自治体の監査委員事務局が外部の専門家に監査を委託するものである。この制度の下では、地方自治体は、少なくとも会計年度に1回、組織から独立した外部監査人を任命し、包括的な財務監査を実施することが法律で義務付けられている。これは、都道府県、指定都市、中核市、人口20万人以上の大規模自治体に義務付けられている。例えば、あるインタビュー対象者は次のように説明した。

「市長や知事とは別に、各都道府県には監査委員というものがある。国レベルではありませんが、毎年、どのような予算で、どのようなリソースを使用しているか、国に報告しなければなりません。」(Int-70S)

夕張市が2006年に破綻したのは、炭鉱の閉鎖による税収減と、観光による経済活性化の失敗が原因だった。

報告システムは非常に厳しく、透明性が高い。」(Int-70S)

総務省は、各自治体の監査委員事務局が使用する標準化されたモニタリングの枠組みを作成した。

主な知見

- モニタリングと評価は、スタッフの能力と資金の両面から、適切なリソースを確保する必要がある。評価プロセスは、過度に負担をかけたり、非効率を助長したりするようなものであってはならない。
- 幹部層には、成功と失敗を振り返り、学んだことを今後の政策や実践に生かすための時間とスペースが必要だ。
- 強力なモニタリングと評価プロセスを開発し、その結果、権限委譲された資金のインパクトを実証することは、権限委譲をさらに進めるためのより強力なケースを地方自治体が開発するのに役立つだろう。
- 自治体職員のデータ取り扱いに対する自信と能力を高めることが重要である。これには、収集する必要があるデータの種類を理解させ、そのデータを有効に活用できるようにすることが含まれる。
- アウトカムフレームワークの開発に多様なパートナーを参加させることで、評価に対する地域のコンセンサスを構築することは、評価プロセスが包括的で、すべてのステークホルダーの視点とニーズを反映したものであることを保証するのに役立つ。
- 効果的なモニタリングのためには、組織間で効果的なデータ共有プロセスを構築することが重要である。
- 地方自治体の支出の有効性監査には、英国会計検査院や監査法人が十分な能力、適切なスキルを持つスタッフ、明確な職務権限を持つことが必要である。

結論：よりスマートで、より強く、より応
答性の高い地域成長に向けて



本報告書では、ウェスト・ミッドランズのバーミンガム市と大阪府の大阪市に焦点を当て、首都以外の都市圏で経済成長を促進するための制度的、地理的、財政的、評価的側面について検討した。ガバナンスや政策的背景が大きく異なる2つの第二の都市を比較分析することで、英国や日本で場所に根ざした成長戦略の立案や実施に携わる人々にとって、すぐに役立ついくつかの教訓が浮かび上がってきた。

地域開発の成功の核心は、政治的意思の共有、明確な戦略的ビジョン、即応性のある資金調達メカニズム、長期的な制度能力構築へのコミットメントの組み合わせにある。ウェスト・ミッドランズと大阪府は、国の枠組みによって適切に支援された場合、権限を与えられた地域ガバナンスが、首都圏以外の経済の潜在力を引き出す上で重要な役割を果たすことを示している。

政策と実践のための要点

安定した制度が長期的なインパクトを可能にする

地方分権は行政の再編成以上のものでなければならない。明確に定義された役割、安定した制度的取り決め、そして真の財政自治が必要である。

大阪の長年にわたる統治機構と、新たな権限を要求するための正式なメカニズム（国家戦略特区など）は、ウェスト・ミッドランズのより断片的で、頻繁に移り変わる取り決めとは対照的である。

イングランドがオーダーメイドの取引に頼っているのに対し、日本は自主性と国の一貫性をバランスさせた、より構造的なアプローチを提供している。

機能的で柔軟な地域グループ編成が最も効果的

有効性のある地域グループ編成は、行政の論理だけで押し付けられるものではなく、機能的な経済地理、共有されたアイデンティティ、協力的な統治文化を反映したものでなければならない。

強力な地域アイデンティティの創出には時間がかかる。関西広域連合とウェスト・ミッドランズ合同行政機構は、柔軟な自主的取り組みの価値を実証しているが、有意義な地域統合を維持するためには、リーダーシップと交通の連結性が重要であることも強調している。

資金調達は権限を与え、公平でなければならない

日英両国における財政的地方分権（税財源移譲）の進展は、地域間の不均衡を悪化させることなく成長を促す財源確保手段の重要性を指摘している。

日本の地方交付税制度は再分配を促進する一方で、意図せずして地域経済の努力を阻害する可能性がある。これとは対照的に、イングランドの単一もしくは統合交付金や事業税率維持への動きは、地方の柔軟性を提供しているが、財政的に弱い地域には十分なリソースやセーフガードがないことが多い。

ウェスト・ミッドランズでは、比較的短期的な資金調達サイクルでありながら、資金使途に関する厳格な規則がしばしば存在するという経験から、予測可能で長期的かつ柔軟な資金調達が重要であると考えられている。

モニタリングシステムは、コンプライアンスだけでなく、学習をサポートするものでなければならない

評価の枠組みは、国と地方の関係者が責任を共有し、政策サイクルに組み込まなければならない。ウェスト・ミッドランズにおけるアウトカムフレームワークの開発は、地域の能力、データシステム、戦略的意図が一致したときに、何が達成できるかを示している。

しかし、イングランドも日本も、資金調達サイクルの短さ、断片的なデータ、長期的なインパクトを測定し、その学びを政策開発にフィードバックする能力の限界といった共通の課題に直面している。

効果的な意思決定には、適切なデータや情報を収集するだけでなく、このデータを賢く活用し、政策や戦略の立案に反映させるとともに、地方分権の一層の推進を正当化する根拠とすることが求められる。特に社会的流動性、イノベーション、レジリエンス（回復力）など、アウトプットにとどまらず、アウトカム（成果）にまでモニタリングが及ぶようにすることが、意味のある評価には不可欠である。

今後の展望:主なギャップと機会

この調査を通じて、さらなる検討と協力が今後の実践を強化するいくつかの課題が浮かび上がった。地域ガバナンスの形成の転換点を理解することは、特に制度が頻繁に入れ替わる中で、持続的かつ有効な分権構造を形成する上で極めて重要である。同様に、国の優先事項が変化し、リソースが制約される中で、地方自治体が財政的・戦略的な回復力を構築する能力も、依然として喫緊の課題である。

また、地域の変革を可能にするための住民サービス移転や地域の中核機関とのパートナーシップの役割や、行政境界よりも流動的で複雑な場合が多い機能的経済地理を、ガバナンスや政策設計にどの程度組み込むことができるのかという点についても、疑問が残る。日英両国は、地域の成果を長期的に追跡するための共通の枠組みを開発し、何が、どこで、なぜ有効なのかについて国際的な学習を可能にする機会を共有している。

将来的なステップとしては、主要な地域イニシアティブに関する共同モニタリングの枠組みを試行したり、セカンドシティ・ガバナンスに焦点を当てた実務家フォーラムを拡大したり、地域機関内でデータ収集能力を構築したりすることが考えられる。学識経験者、政策立案者、実務家のパートナーシップのもとで行われるこうした取り組みは、両国において、より有効性、即応性、地域の実情を踏まえたガバナンスを実現する道筋を示すものである。

最終的な考察

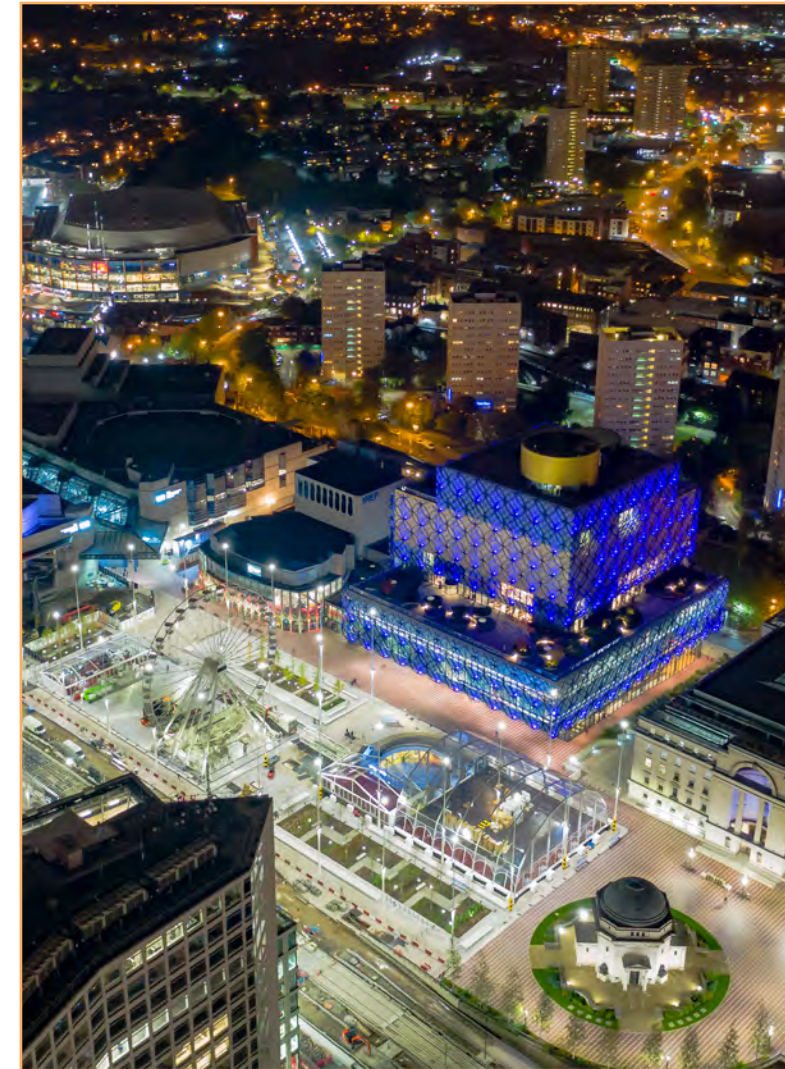
本報告書は、地方分権が慎重に設計され、十分な制度的・財政的能力に裏打ちされたものであれば、包括的で強靱な地域の成長のための強力なテコとなりうることを実証している。

バーミンガムや大阪、そしてそれらのより広い地域の経験は、場所に特化した戦略、強力な地域リーダーシップ、そして階層を超えた協力が、首都圏以外でも有意義な進展を生み出す可能性があることを示している。

英国と日本が地域格差、経済的圧力、人口動態の変化に対応し続ける中で、アイデアとイノベーションの継続的な交流から得られるものは多い。

日英両国の政策立案者、実務家、研究者は、共有学習に投資し、地域が国のシステムの中で自信を持って主導できるようなツール、枠組み、フォーラムを共同開発することで利益を得ることができる。

私たちは、この報告書が、エビデンスに根ざし、より力をつけた地域が、より強く、より豊かな国家を実現するという共通の信念に基づく、対話の出発点となることを祈念している。



用語集

イングランド

合同行政機構:2つまたはそれ以上の自治体からなるグループが、自治体の境界を越えて協力し、集団的な意思決定を行うことを可能にする国の法律に基づいて設立された法的機関。

地方分権協定:政府と地方との間の交渉による取り決めで、移譲される権限と、移譲プロセスを実施するために必要な枠組みの概要を示す。

エンタープライズ・ゾーン:特に指定された地域は、商業および工業ビジネスが設立または成長するための優遇措置の恩恵を受けることができる。これらの優遇措置には、5年間にわたる最大100%の事業税率減免(1事業あたり最大27万5,000ポンド相当)、機械設備取得のための資本手当の強化、計画規制の合理化などが含まれる。

統合交付金制度:政府と合同行政機構の間で合意された統合的な資金調達の取り決め。様々な資金の流れと責任を包含し、合同行政機構が統一された枠組みの中で合意された成果を実現することを可能にする。

アウトカム・フレームワーク:WMCAが政府とともに策定している単一の評価枠組み。この枠組みには、8つの異なるテーマにわたる24の主要指標が含まれており、これに対する進捗が測定される。

トレイルブレイザー地方分権協定:2023年、政府はグレーター・マンチェスター合同行政機構およびウェスト・ミッドランズ合同行政機構と協定を締結した。この協定により、さらなる権限が委譲された。

日本

地方交付税:所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税など、特定の税金を国が地方に配分する仕組み。この制度は、財源の有無にかかわらず、すべての地域で均一な公共サービス水準を確保するように設計されている。

総務省:行政、地方自治体の統制、電気通信、郵便、統計を担当する中央省庁。

国家戦略特区:規制・制度改革を実施し、その有効性を検証し、経済活性化を促進し、日本が企業にとってより良い国になることを包括的な目標とする区域。

都道府県:国のすぐ下に位置する広域行政区画。日本は47都道府県に分かれている。

謝辞

この報告書は、公開されている二次資料の分析、ならびに、日本とイギリスにおける地方レベル、地域レベル、国家レベルの利害関係者と筆者が行ったインタビューに基づいて作成されている。この研究は、バーミンガム大学の研究行動規範に従って実施された。報告書に記載されたすべての見解および誤りや漏れに関する責任は、著者に帰属する。

この報告書は、数多くの個人および機関の支援なしには作成できなかった。報告書で取り上げた課題に関する洞察と専門知識を惜しみなく提供くださった実務家、政策立案者、研究者に感謝申し上げる次第である。

また、本プロジェクトのアドバイザーグループメンバーには、プロジェクトの企画と円滑な遂行において、貴重な助言、有意義な貢献、そして一貫した支援をいただいた。心より感謝申し上げます。

また、本報告書の草案のレビュー協力いただいた早稲田大学の稲継裕裕教授、目白大学の貝塚沙良博士、バーミンガム大学の北川文美教授とジン・ダニエル博士に感謝申し上げます。いただいたコメントは、本報告書の内容を見直す際に大変に役立つものであった。

なお、本報告書の日本語訳は関西学院大学の石原俊彦研究室のメンバーに協力いただいた。以下にその氏名を記して、感謝の意を表したい。

石原 俊彦氏 関西学院大学副学長・教授

井上 直樹氏 福知山公立大学教授

酒井 大策氏 大阪経済大学准教授

関下 弘樹氏 和歌山大学准教授

松尾 亮爾氏 関西学院大学准教授

荒木 利雄氏 芸術文化観光専門職大学教授

細海 真二氏 活水女子大学教授

勝田 篤氏 福山大学専任講師

丸山 洋三氏 北陸大学准教授

清水 稔文氏 大阪学院大学専任講師

新家多恵子氏 大阪役所

津田 泰行氏 北陸大学助教

増田 至氏 学校法人立命館総務課長

本研究は、大和日英基金、グレイトブリテン・ササカワ財団、国際交流基金からの研究助成を得ている。これらの資金援助は、本報告書を支える詳細な現地調査を実施し、多様な知識交流活動を可能にする上で、極めて重要な役割を果たした。三つの財団に深く感謝申し上げます。

著者について



アビゲイル・テイラー

バーミンガム大学City-REDI研究員。専門分野は、ガバナンス構造と機関、資金の流れ、地域および地方の労働市場。彼女は産業戦略評議会への出向期間中、地域が成功裡にレベルアップを実現した国際的な事例の分析や、地域産業戦略の策定に関するプロジェクトに従事した。



ジェフリー・マツ

CIPFAチーフ・エコノミスト、オックスフォード大学ブラバトニック公共政策大学院の客員研究員。以前は、RICS (英国王立勅許鑑定士協会) で市場分析と政策提言を担当し、イギリス住宅政策協力センター (UK Collaborative Centre for Housing Evidence) の経済分野の共同責任者を務めた。現在は、ローカル・ポリシー・イノベーション・パートナーシップ (LPIP) ハブの共同責任者を務めている。



藤原 直樹

追手門学院大学地域創造学部副学部長・教授。大阪市内で20年間勤務し、経済開発と都市計画の分野で責任者を務める。現在は、日本計画行政学会副会長、早稲田大学および大阪公立大学特別研究員。大阪府、大阪市、京都府、その他の地方自治体の専門委員を歴任している。



アン・グリーン

バーミンガム大学地域経済開発学教授、City-REDI共同ディレクター。地理学を専門分野とし、雇用、非雇用、地域・地方の労働市場問題、スキル戦略、移住と通勤、都市・地域開発、評価、公共政策問題など、幅広い研究分野で活躍。彼女は高等教育機関の学際的研究機関で長年勤務する経験を有している。

参考文献

- ¹ Taylor, A., Green, A., Matsu, J., O'Farrell, L., Read, H., Coe, G., Brittain, B. and Bramley, G. (2022). [Investing in regional equality: lessons from four cities](#). CIPFA.
- ² NAO. (2022) [Supporting local economic growth](#). National Audit Office.
- ³ Taylor, A., Read, J., Green, A. and Matsu, J. (2024) [Investing in regional equality: four English examples](#). CIPFA.
- ⁴ Newman, J., Seaford, C., Glover, B., Collinson, S., Hoole, C. et al. (2021) [Delivering Levelling Up: Don't turn on the taps without fixing the pipes](#). LIPSIT Report.
- ⁵ Phillips, D. (2024). [Reforming local government funding in England: the issues and options](#). IFS Report R341. Institute for Fiscal Studies.
- ⁶ Phillips, D. (2024). [Reforming local government funding in England: the issues and options](#). IFS Report R341. Institute for Fiscal Studies.
- ⁷ Breach, A. (2019). [What does Japan tell us about the potential for fiscal devolution?](#) Centre for Cities.
- ⁸ 筆者らは、7つの構成自治体からなるウェスト・ミッドランズ・コンバインド・オーソリティ (WMCA) の地理に注目している。WMCAの設立と役割については第2章を参照。
- ⁹ また、7つの準構成自治体もある：キャノック・チェイスディストリクト・カウンシル、ノース・ウォリックシャーバラ・カウンシル、ヌニントン・アンド・ベッドフォースバラ・カウンシル、レディッチバラ・カウンシル、ラグビーバラ・カウンシル、シュロップシャーカウンシル、ストラットフォード・オン・エイボンディストリクト・カウンシル、タムワースバラ・カウンシル、テルフォード&レキンカウンシル、ウォリックシャーカウンシルである。
- ¹⁰ Birmingham City Council. (n.d.). [Population and census](#).
- ¹¹ World Bank. (2023). Population, total - Japan, United Kingdom. <https://data.worldbank.org/indicator/SP.POP.TOTL?locations=JP-GB>

- ¹² Brown, J., Chapain, C., Murie, A., Barber, A., Gibney, J. and Lutz, J. (2007). From city of thousand ideas. Birmingham, West Midlands, UK. Pathways to creative and knowledge-based regions. AMIDSt, University of Amsterdam.
- ¹³ 大阪観光局 (n.d.). 「[大阪の歴史](#)」。
- ¹⁴ Harhari, D. (2013). [Japan's economy: from the “lost decade” to Abenomics](#). House of Commons Library.; Sunahara, Y. (2024). ‘3. Political Institutions and Partisan Power in Japanese Local Politics’, in Noda, Y. (ed.) Local Governance in Japan, Local and Urban Governance. Charn: Springer, pp. 47–67.
- ¹⁵ CLAIR. (2020). [Local Government in Japan](#). Council of Local Authorities for International Relations.
- ¹⁶ 総務省 (n.d.). 「[地方自治体の区分](#)」。
- ¹⁷ Muldoon-Smith, K., Forbes, C.; Pearson, J. and Sandford, M. (2024). [A Systematic Analysis of Local Government Finance in Japan](#). LGiU.
- ¹⁸ Muldoon-Smith et al. (2024), p.10.
- ¹⁹ Noda, Y. (2024). ‘Introduction: Local Government System and the Local Governance in Japan’, in Yoda, Y. (ed). Local Governance in Japan, Local and Urban Governance. Charn: Springer, pp.1–18.
- ²⁰ Noda, Y. (2024). ‘Introduction: Local Government System and the Local Governance in Japan’, in Yoda, Y. (ed). Local Governance in Japan, Local and Urban Governance. Charn: Springer, pp.1–18.
- ²¹ 総務省 (2023) 「[地方独立行政法人の設立状況\(令和5年4月1日現在\)](#)」, cited in Noda, 2024, p.10.
- ²² 2017年に大阪府から大阪市に身分が移った教職員は1万人を超えた(法改正により、府の教職員は政令指定都市の教職員に移った)。これにより、大阪府の教職員数は1万人以上減少し、大阪市の教職員数も同数増加した。
- ²³ 大阪府 (n.d.) 「[2 職員数](#)」。
- ²⁴ 大阪市 (2023). 「[これまでの市政改革の取組と成果](#)」, p.6.
- ²⁵ 北村亘 「[現代日本の地方自治システムの持続可能性](#)」。『阪大法学』第74巻第3・4号、pp.49-74。
- ²⁶ Tsukamoto, T. (2011). Devolution, new regionalism and economic revitalization in Japan: Emerging urban political economy and politics of scale in Osaka–Kansai. Cities, 28:4, pp.281–289.
- ²⁷ Breach, A. (2019). [What does Japan tell us about the potential for fiscal devolution?](#). Centre for cities.
- ²⁸ Muldoon-Smith et al. (2024), pp.12–13 総務省 (n.d.). 「[地方税制度](#)」。
- ²⁹ OECD. (2019). [Making Decentralisation Work. A Handbook for Policymakers](#). OECD Multi-level Governance Studies. Paris: OECD Publishing., p.140, 199.
- ³⁰ CLAIR. (2020). [Local Government in Japan](#). Council of Local Authorities for International Relations.
- ³¹ CLAIR. (2020). [Local Government in Japan](#). Council of Local Authorities for International Relations, p.6.
- ³² Muldoon-Smith et al. (2024), p.8.
- ³³ [Ministry of Internal Affairs and Communications. \(n.d.\). Local government affairs and statutory entrusted affairs.](#)
- ³⁴ CLAIR. (2020). [Local Government in Japan](#). Council of Local Authorities for International Relations, <https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/jichi2020-En.pdf>
- ³⁵ Muldoon-Smith et al. (2024), p.9.
- ³⁶ National Strategic Special Zones. (n.d.) [The National Strategic Special Zones](#).
- ³⁷ LGiU. (n.d.). [Local government facts and figures: England](#).
- ³⁸ Studdert, J. (2021). [Local Government Explained Part 1: Types of Councils](#). New Local.
- ³⁹ LGiU. (n.d.) and Studdert, J. (2021).

- ⁴⁰ Ministry of Housing, Communities and Local Government. (2025). [Local government reorganisation: Policy and programme updates](#).
- ⁴¹ LGiU. (n.d.). [Local government facts and figures: England](#).
- ⁴² LGA, Solace and CIPFA. (2024). [Reforming the local government funding system in England](#).
- ⁴³ Newman, Jack, Seaford, C., Glover, B., Collinson, S., Hoole, C., Kitsos, A., Gutierrez Posada, D., Tilley, H., Mukherjee, A., Gilbert, N. and Driffield, N. (2021) [Delivering Levelling Up: Don't turn on the taps without fixing the pipes](#), LIPSIT Report.
- ⁴⁴ Department for Levelling Up, Housing and Communities and The Rt Hon Michael Gove. (2024). [60% of England now covered by historic devolution deals](#).
- ⁴⁵ Institute for Government. (2024). [The precarious state of the state: Devolution](#).
- ⁴⁶ Muldoon-Smith et al. (2024).
- ⁴⁷ Institute for Government. [Devolution to England](#) (2012); Vlex. (2012). Moreno, A. (2012). [Local government in the member states of the European Union: a comparative legal perspective](#). Instituto Nacional de Administración Pública, p.665; Muldoon-Smith et al. (2024).
- ⁴⁸ 朝日新聞 (2023)「万博費用、全体像判明 国費負担1647億円、関連インフラ整備費も」;毎日新聞 (2018). [万博、大阪府・市の負担総額1348億円で 当初予算から22億円増](#)。
- ⁴⁹ LIPSIT. (2020). West Midlands Combined Authority Profile. Local Institutions, Productivity, Sustainability and Inclusivity Trade-offs (LIPSIT) working paper. <https://lipsit.ac.uk/wp-content/uploads/2020/07/WMCA-Profile.pdf>
- ⁵⁰ West Midlands Combined Authority. (2025). [Integrated Settlement](#).
- ⁵¹ Hoole, C. and Taylor, A. (2024). [Devolution and Civil Service Expansion in the West Midlands: A New Era of Local Governance](#). Birmingham Economic Review.
- ⁵² CLES. (2023). [Birmingham Anchor Network: leadership report 2023](#); Phillips, A. and Stephenson, C. (2023). [I CAN Case Study: Creating a Pathway to Entry-Level Employment in the NHS](#), Demos.
- ⁵³ National Audit Office. (2016). [English devolution deals](#), HC 948, Session 2015-16.
- ⁵⁴ OECD. (2020). [Delineating Functional Areas in All Territories](#), OECD Territorial Reviews, OECD Publishing, Paris.
- ⁵⁵ SQW, WMREDI/City-REDI, Automatic Knowledge. (2024). [West Midlands Futures: Economic Geographies of the West Midlands](#), WMCA.
- ⁵⁶ 理想的には、サプライチェーンに関するデータを用いるべきであったが、分析に利用可能なそのようなデータは存在しなかった。
- ⁵⁷ Ministry of Housing, Communities and Local Government. (2024). [English Devolution White Paper](#), CP 1218.
- ⁵⁸ Green A. (2023). [‘When should place-based policies be used and at what scale?’](#), Background paper for the OECD-EC High-Level Expert Workshop Series on “Place-Based Policies for the Future”, Workshop 2, 12 May 2023.
- ⁵⁹ West Midlands Growth Company. (n.d.). [It Starts Here](#).
- ⁶⁰ Council of Local Authorities for International Relations (CLAIR). (2023). Local Government in Japan 2020 (2023 Revised Edition).
- ⁶¹ 日本経済新聞 (2024)「[関西2府4県人口0.44%減 2023年、和歌山など転出多く](#)」; 鳥取県 (2023)「[鳥取県の推計人口](#)」。
- ⁶² 関西広域連合 (n.d.) 関西広域連合。
- ⁶³ Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT), Japan. (2024). [Study Report on Future Urban Railway Development](#).
- ⁶⁴ Economist Intelligence Unit. (2024). The world's most liveable cities, p.2.
- ⁶⁵ Economist Intelligence Unit. (2024). The world's most liveable cities, p.2.

- ⁶⁶ Adapted from: Muldoon-Smith et al. (2024), p.17; Muldoon-Smith et al reproduced the Table using information in Japanese Local Government White Paper 2022 and Japan Finance Organisation for Municipalities Annual Report 2022 and Council of Local Authorities for International Relations 2022)..
- ⁶⁷ Kansai Innovation. (n.d.). [Over view. What is Kansai Innovation International Strategic Comprehensive Special Zone.](#)
- ⁶⁸ これは、社会福祉プログラムの補助金、医療プログラム、交通、地域企業支援、観光など、幅広い政策分野と公共サービスに関する支出に該当する。参照: www-pref-osaka-lg-jp-e.athp.transer.com/o020040/kikaku/keizaitaisaku/r3katuyou.html
- ⁶⁹ 大阪府 (2024) [「大阪府決算の状況について」](#)。
- ⁷⁰ 大阪市 (n.d.) [「報道発表資料 令和5年度大阪市決算\(一般会計・政令等特別会計\)について」](#)。
- ⁷¹ 大阪府 (2024) [「大阪府決算の状況について」](#)。
- ⁷² 総務省 (2024) [「令和6年度 普通交付税の算定結果等」](#)。
- ⁷³ 朝日新聞 (2023) [「万博費用、全体像判明 国費負担1647億円、関連インフラ整備費も」](#); 毎日新聞. (2018) [「万博、大阪府・市の負担総額1348億円に 当初予算から22億円増」](#)。
- ⁷⁴ Miyazaki, T. (2018). Regional Inequality in Fiscal Capacity and Allocation of Tax Sources: Do Local Allocation Taxes Correct the Inequality? Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan, Public Policy Review, 14:2, pp.347–368.
- ⁷⁵ 総務省 (2021). [「第2表 財政力指数」](#)。
- ⁷⁶ 深澤映司 (2007). [「地方自治体の経済活性化策に対する地方交付税制度の影響」『レファレンス』平成19年9月号](#)、107-125頁。
- ⁷⁷ 細井雅代 (2016). 「成果主義を導入した地方交付税制度運営についての考察」『追手門経済論集』第51巻第1号、1-19頁。
- ⁷⁸ 産経新聞 (2022). [「大阪市、令和10年度にも不交付団体に 松井氏『改革に成果』」](#)。
- ⁷⁹ UK Government. (2015). [West Midlands devolution deals.](#)
- ⁸⁰ Department for Levelling Up, Housing and Communities. (2023). [West Midlands Combined Authority: “Trailblazer” deeper devolution deal.](#)
- ⁸¹ Ministry of Housing, Communities and Local Government. (2024). [English Devolution White Paper](#), CP 1218.
- ⁸² Ministry of Housing Communities and Local Government. (2025). [Final local government finance settlement: England, 2025 to 2026.](#)
- ⁸³ UK Parliament. (2024). [Local Government Finance Update.](#)
- ⁸⁴ Ministry of Housing, Communities and Local Government. (2024). [Technical note on Recovery Grant methodology 2025 to 2026.](#)
- ⁸⁵ Ministry of Housing, Communities and Local Government. (2024). [Local authority revenue expenditure and financing England: 2023 to 2024 – technical notes.](#)
- ⁸⁶ UK Government. (2025). [Business Rates Retention Scheme Overview.](#)
- ⁸⁷ West Midlands Combined Authority. (2025). [Final 2025/26 Budget Proposals.](#)
- ⁸⁸ House of Commons Library. (2023). [Reviewing and reforming local government finance.](#)
- ⁸⁹ Department for Levelling Up, Housing and Communities. (2023). [Local Government Finance Policy Statement 2024 to 2025.](#)
- ⁹⁰ West Midlands Combined Authority. (2024). [Budget, spending and transparency.](#)
- ⁹¹ Birmingham City Council. (2019). [Birmingham City Centre Enterprise Zone Investment Plan.](#)
- ⁹² Department for Levelling Up, Housing and Communities. (2023). [West Midlands Combined Authority: “Trailblazer” deeper devolution deal.](#)
- ⁹³ Birmingham City Council. (2023). [Section 114 notice.](#)
- ⁹⁴ Ministry of Housing, Communities and Local Government and Department for Levelling Up, Housing and Communities. (2024). [Exceptional Financial Support Letter.](#)

- ⁹⁵ [Investigating in Regional Equality: Lessons from four cities](#) (see Fukuoka case study, pages 20–28).
- ⁹⁶ Department for Transport. (2013). [Monitoring and evaluation strategy](#).
- ⁹⁷ HM Treasury. Magenta Book. [Central Government guidance on evaluation](#).
- ⁹⁸ UK Government. (n.d.) [Levelling Up Fund – Round Two. Monitoring and Evaluation Teach-In](#); Ministry of Housing, Communities and Local Government and Department for Levelling Up, Housing and Communities. (2022). [Guidance Levelling Up Fund: monitoring and evaluation strategy](#).
- ⁹⁹ Matsu, J., Assunção, M. and Airoidi, M. (2024). [Mission-led growth: a monitoring framework for large-scale government initiatives](#). CIPFA.
- ¹⁰⁰ Riley, R. (2021). [State of the Region 2021. West Midlands Combined Authority](#), p.21.
- ¹⁰¹ West Midlands Combined Authority. (n.d.). [West Midlands Levelling Up Growth Prospectus](#).
- ¹⁰² Bramley, G., Gloster, R., Green, A., Huxley, C., Subosa, M. and Taylor, A. [Connecting Communities. Process Evaluation Final Report](#). West Midlands Combined Authority.
- ¹⁰³ Matsu, J. (2022). [Managing public finances to achieve fairer outcomes](#). CIPFA.
- ¹⁰⁴ CIPFA. (2024). [Local Audit Reforms: re-establishing transparency and trust, says CIPFA](#).
- ¹⁰⁵ National Audit Office. (2023). [Progress update: Timeliness of local auditor reporting on local government in England](#).
- ¹⁰⁶ INLOGOV. (2024). [Equipping local government to deliver national and local priorities](#). University of Birmingham, p.7.
- ¹⁰⁷ Local Government Association. (2025). [LGA response to consultation on Local audit reform: a strategy for overhauling the local audit system in England](#).
- ¹⁰⁸ National Audit Office. (2024). [Spending watchdog disclaims government’s accounts for the first time](#).
- ¹⁰⁹ Ministry of Housing, Communities and Local Government and Office for Local Government. (2024). [Closure of the Office for Local Government \(Oflog\)](#).
- ¹¹⁰ HM Treasury. (2025). [The Office for Value for Money](#).
- ¹¹¹ Hashimoto. (2024), p.96.
- ¹¹² Hashimoto. (2024), p.99.
- ¹¹³ Hashimoto. (2024).
- ¹¹⁴ 大阪市 (2016)『令和6年度各区・局運営方針に係る評価』
- ¹¹⁵ 大阪市 (2010). 市政改革推進室『行政評価制度の見直しに関する提言』
- ¹¹⁶ Hashimoto. (2024), p.109.
- ¹¹⁷ 佐藤隆志 (2024)『自治体評価の改革:形骸化した行政評価システムからいかに脱却するか』、『日本評価学会誌』、24 (2)、pp.63-77。
- ¹¹⁸ 総務省 (2024)『地方公共団体における行政評価の取組状況 (2023年4月1日現在)』Hashimoto, K. (2024). p.100に引用。
- ¹¹⁹ Muldoon-Smith et al. (2024).
- ¹²⁰ Muldoon-Smith et al. (2024).
- ¹²¹ 大阪市 (n.d.) [行政委員会事務局の任務](#)。
- ¹²² 公認会計士・監査審査会 (2023)『令和5年版モニタリングレポート』。



77 Mansell Street, London E1 8AN
+44 (0)20 7543 5600

The Chartered Institute of Public Finance and Accountancy.
Registered with the Charity Commissioners of England and Wales No 231060
Registered with the Office of the Scottish Charity Regulator No SC037963.

cipfa.org